

平成25年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成25年3月4日（月） 午前9時00分 開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 1 号	中川村指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号	中川村指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 3 号	中川村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 4 号	中川村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第 8	議案第 5 号	中川村公共下水道の構造の基準等に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 6 号	中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の制定について
日程第 10	議案第 10 号	中川村公営住宅管理条例及び中川村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 7 号	中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 8 号	中川村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 9 号	中川村農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 11 号	中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 12 号	中川村公共消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 13 号	中川村体育館施設条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 14 号	中川文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 15 号	葛島山村広場等の指定管理者の指定について
日程第 19	議案第 16 号	村道路線の変更について
日程第 20	議案第 17 号	平成 24 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 21	議案第 18 号	平成 24 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 22	議案第 19 号	平成 24 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 23	議案第 20 号	平成 24 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 24	議案第 21 号	平成 24 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 25	議案第 22 号	平成 25 年度中川村一般会計予算
日程第 26	議案第 23 号	平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 27	議案第 24 号	平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計
日程第 28	議案第 25 号	平成 25 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 29	議案第 26 号	平成 25 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
日程第 30	議案第 27 号	平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

出席議員（9名）

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳生 仁
9番	竹沢 久美子
10番	松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎
教育長	松村 正明
会計管理者	宮澤 学
保健福祉課長	玉垣 章司
建設水道課長	鈴木 勝
代表監査委員	鈴木 信

職務のために参加した者

議会事務局長	中平 千賀夫
書記	松村 順子

平成25年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年3月4日 午前9時00分 開会

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長

おはようございます。

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年3月中川村議会定例会を開会いたします。

ここで議案の訂正がありますので事務局長より申し上げます。

○事務局長

議案第4号をお出しいただきしたいと思います。

議案第4号 中川村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。そのうちの目次の第8章 雑則がありますけれども、第56条～第59条となっておりますが、第56条～第58条、59条を58条にお直しいただきしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長

平成25年3月中川村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ、皆様ご多用の中、定刻にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

この週末は、北海道で猛吹雪が吹き荒れて8人の方がお亡くなりました。ご冥福をお祈りいたしますとともに、一方、この中川村では、桃の節句とともに穏やかな日差しが降り注いで、大変ありがたいことだなと感謝をするしだいでもあります。

また、一昨年の本定例、3月定例議会中には、中川村でも大変長い揺れがあり、それが東日本大震災だったわけであり。東日本大震災で被災された皆さん方、分けても、飯館村を初めとしてふるさとを放射能で汚染されてしまった皆さん方の日々の暮らしが一日も早く穏やかな心安らぐものになることを切望するしだいでもあります。

さて、昨年度は、人口の自然減、自然増、亡くなる方と、それから産まれるお子さんの数、それを、その差を上回ってですね、社会増、転入、転出の差が多く、人口が増加する年になりました。

ことしにつきましては、自然減を上回るというところまでは行っておりませんが、2月末の時点で転入してこられる方のほうが転出していかれる方のほうよりも多いという社会増を記録することができております。

現在、入居者募集中の戸建ての村営住宅、ガーデンハウス中田島2で、さらに転入人口が増えていくことを期待しているところでございます。

経済情勢が相変わらず厳しい中、中川村の暮らしがよき伝統とともにいつまでも引き継がれるようにしていかなければなりませんけれども、高齢化、担い手不足は確実に深

刻の度を加えております。状況を好転させるためには、村民の皆さんにより意味での欲を出していただくことが必要となってきますけれども、ご存じのとおり、この4月には村長選挙がございます。藤川議員が村長選出馬に向けて議員を辞職されました。このたびの村長選挙が村民みんなで村の将来を考え、村のあり方を改めて考える、そういうよい機会になることを心より切望するものであります。

さて、本定例会に提出いたします議案は、専決処分の報告が1件、中川村指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例など新設条例が6件、中川村福祉医療給付条例の一部を改正する条例など条例の改正が8件、葛島山村広場等の指定管理者の指定、村道路線の変更、平成24年度中川村一般会計補正予算（第4号）など補正予算が5件、平成25年度中川村一般会計予算など来年度予算が7件、合計29件であります。

また、3月13日に中川村監査委員の選任について、さらに最終日に財産の取得についてなど3件の議案を追加上程する予定であります。

ご審議いただく案件が多く、特に来年度予算につきましては細かな数字も見えていたかねばなりません、いずれも重要な案件であり、何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げます、定例議会開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

日程第1 議事録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により6番 大原孝芳議員及び7番 湯澤賢一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

3月定例会の会期については、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日、3月4日から22日までの19日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第6号と議案第10号の地方分権一括法に基づく新設、一部改正条例及び議案第7号から議案第9号と議案第11号から議案第16号までの条例、一般案件並びに議案第17号から議案第21号までの各会計補正予算につきましては、それぞれ上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いいたします。

続いて議案第22号から議案第28号までの平成25年度の各会計予算につきましては、上程、提案理由の説明及び質疑をお願いいたします。

なお、平成25年度の各会計予算の内容に関する質疑につきましては、本日の質疑の中でお願いいたします。

また、議案第22号から議案第28号までの平成25年度の各会計予算につきましては、質疑の後、議会先例により委員会付託といたします。

5日から11日までは議案調査とします。

○議長

○議会運営委員長

12日及び13日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の人数の割り振り等につきましては、5日の通告締め切りを待って決定し、当日の日程でお知らせします。

なお、13日の一般質問終了後に議会全員協議会を行います。

引き続き14、15、18、19日は委員会日程といたしますので、付託案件の委員会審査をお願いいたします。

21日は議案調査といたします。

最終日の22日は、午前9時から本会議をお願いし、平成25年度の各会計予算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、今定例会の会期日程です。

皆さんご存じのとおり、本定例会は藤川議員の辞職により1名欠員となります。25年度の一年間の方針を決定する重要な定例会であり、議員各位の負担を責任は大きくなりますが、慎重審議をいただき、なお、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から22日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から22日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月27日に藤川稔議員より辞職願が提出され、2月28日付で辞職の許可通知をいたしました。藤川稔前議員は、2月28日をもって辞職したことをご報告いたします。

次に監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書」につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へ提出しておきましたのでご了承願います。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号について報告を求めます。

○総務課長

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている事項について別紙のように専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告をいたします。

報告書の裏面をごらんいただきたいと思います。

専決第1号 専決処分書であります。

平成25年2月8日専決でございます。

道路の管理に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解する。

事故の発生日時でございますが、そこに書いてございますとおり、平成25年1月29日、午前11時10分ごろ、事故発生場所は中川村大草南陽地籍にあります村道大草桑原線でございます。

相手方でございますが、そこに住所が記されてございます。駒ヶ根市赤穂1022番地1のそのお名前の方でございます。

被害車両は普通乗用車でございます。

事故の概要でございますが、村道大草桑原線の北側に隣接しております山林との間に村道ののりどめのブロックがございますが、ブロック積みがありますけれども、このブロック積みを乗り越えまして山林のほうから落石がありました。桑原方面に向かって走行中の普通乗用車の左前方下部のバンパーを破損したものでございます。

損害賠償額は4万7,712円であります。

以上、報告をいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号から日程第9 議案第6号の新設条例6件及び日程第10 議案第10号の一部改正条例1件につきましては、地方分権一括法に基づくものでありますので、この際、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第4 議案第1号 中川村指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第2号 中川村指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第3号 中川村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 中川村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第5号 中川村公共下水道の構造の基準等に関する条例の制定について

日程第9 議案第6号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例の制定について

日程第10 議案第10号 中川村公営住宅管理条例及び中川村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

以上7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第1号 中川村指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法並びに第2次一括法の施行に伴い、これまで国の法律や省令で定められていた地域密着型サービスに係る基準を地方自治体の条例で定めることになったものであります。

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるように柔軟なサービスを提供するもので、市町村の指定した事業者が行うというものであります。

本条例は、地域密着型サービスの関係について定めており、要介護と認定された方が利用できるサービスとなっております。

一括法等により条例制定が必要となったものは、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準、指定地域密着型サービス事業者の申請者の法人格に関する基準、指定地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準であります。

条例の制定に当たっての考え方は、村独自の基準については、県との整合性を図った上で実情に照らして定め、村独自の基準以外の基準については、基本的に厚生労働省で定める基準どおりとするものです。

主な条文の説明をさせていただきます。

条例は章立てで、11章34条としました。

第1章は総則で、趣旨、用語の定義、一般原則を定めています。

第4条で指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下と定め、第5条で申請者の要件として暴力団員が役員となっている法人や暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人以外の法人と定めています。

第2章は定期巡回、随時対応型訪問介護看護で、基本方針、非常災害対策、記録の整備を定めています。

なお、記録の保存は、その完結の日から5年間としています。

第3章は夜間対応型訪問介護に関して定めています。

第4章は認知症対応型通所介護に関して定めており、第13条において、食事については地域で生産された食材料を使うよう努めるとしています。

第5章は小規模多機能型居宅介護に関して定めています。

第6章は認知症対応型共同生活介護に関して定めています。

第7章は地域密着型特定施設入居者生活介護について定めており、第22条で非常災害対策に関して地域住民の参加が得られるよう連携を強めるとしています。

第8章は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関して定めており、第26条で居室の定員は1人が基本ですが、必要と認めた場合は2人以上4人以下とすることができるとするものです。

第9章はユニット型指定地域密着型介護法人福祉施設入所者生活介護に関して定めています。

第10章は複合型サービスに関して定めています。

第11章の第34条は指定地域密着型サービスに関するその他の基準で、本条例で定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は基準省令で定めるところによるものとするものです。

なお、この条例は平成25年4月1日からの施行としております。

続きまして議案第2号につきまして説明をさせていただきます。

議案第2号は中川村指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定であります。

提案理由は、議案第1号と同様に第1次一括法並びに第2次一括法の施行に伴い、これまで国の法律や省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を地方自治体の条例で定めることとなったものであります。

本条例は、地域密着型サービスのうち介護予防サービスの関係について定めており、介護予防サービスは要支援と認定された方が利用できるサービスとなります。

一括法等により条例制定が必要となったものは指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準であります。

条例の制定に当たっては、村独自の基準以外の基準については、基本的に厚生労働省で定める基準どおりとするものであります。

主な条文の説明をいたします。

条例は章立てで、5章、15条としました。

第1章は総則で、趣旨、用語の定義、一般原則を定めています。

第4条では申請者の要件として暴力団員が役員となっている法人や暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人以外の法人と定めています。

第2章は介護予防認知症対応型通所介護に関して定めており、第6条において食事については地域で生産された食材料を使うよう努めるとしてあります。

第3章は介護予防小規模多機能型居宅介護に関して定めています。

第4章は介護予防認知症対応型共同生活介護に関して定めています。

第5章の第15条は指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準で、本条例で定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等は予防基準省令の定めるところによるものとするものです。

なお、この条例は平成25年4月1日からの施行としてあります。

以上、よろしくご審議をお願いします。

引き続き議案第3号から第6号までの説明をさせていただきます。

すみません。

議案第6号の説明をさせていただきます。

これら4本の条例につきましては、いずれも議案第1号、2号と同様、分権一括法

の制定に関連をし、整備をするものでございます。

新設条例で条文も多く、すべてを朗読すると長くなってしまいますので、また、事前にお目通しをいただいておりますので、提案理由と概略の趣旨等々を説明をし、提案にかえさせていただきたいと思っております。

まず、議案第3号 中川村道の構造の技術的基準等に関する条例であります。提案理由は、第1次一括法の制定により道路法が改正をされまして、これまで構造令で一律に定められておりました基準の一部について、地方分権の観点から、平成24年4月1日以降、地方公共団体が条例で定めることができるようになったことを受けまして、今回、新たに条例を設けるものであります。

内容につきましては、道路法第30条第3項の規定により村道の構造の技術的基準について、また、道路法第45条第3項の規定により村道に設ける道路標識の寸法について条例で定める旨を規定し、具体的な詳細基準については規則に認容することといたします。

平成25年4月1日から施行をするものでございます。

委任する規則等の主な考え方としましては、村道を新設または改築する場合の一般的技術基準については道路構造令で定める基準を参酌をすることとし、該当しない高速自動車道、軌道敷、路面の電車等ではありますが、については省略をさせていただきました。

道路の区分につきましては、第3種の3級～5級が、村の場合には、一般的には基準になるわけではありますが、これを県の例を参考に1級上位の第3級の2級～5級というふうに定めます。

独自基準としては、歩道が交通量により3.5mもしくは2.5m以上という基準があるわけですが、これを、県に倣い特別の理由がある場合1m減じ1.5mとできるようにいたします。

勾配につきましても、アスファルト舗装の限界の12%以下を、村の地形、状況を考慮し、小型道路の設計速度20km区間について18%以下を追加をいたします。

また、待避所につきましては、長さ20m以上という基準を、特別な理由がある場合は10m以上とすることができるというふうに緩和をするようにいたしました。

また、道路標識の寸法の独自基準としましては、警戒標識について45線を基準をして1.3～2.6倍に拡大をすることができると、こういう基準があるわけですが、これも県の令によりまして特別な理由がある場合は縮小をすることができると基準の緩和をするものでございます。

次に、議案第4号 中川村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例であります。これにつきましても、提案理由は、第1次一括法の制定に伴い河川法が改正をされたため、これまで河川管理施設等の構造令で一律に定められていた基準の一部について、今回、新たに条例を設けるものでございます。

内容につきましては、河川法第100条第1項により読みかえて適用されます準用河川に係る法第13条第2項の規定による河川管理施設及び法第26条第1項の規定によ

○建設水道課長

る許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、その他主要なものの構造について、河川管理上、必要とされる一般的技術的基準を定めるものでございます。

本条例につきましては、全 58 条と条文が多いために章立てとしてございます。

第 1 章には趣旨や用語の意義からなる総則を置き、第 2 章に堤防、第 3 章に床どめ、第 4 章に堰、第 5 章に水門及び樋門、第 6 章に橋、第 7 章に伏せ越しと、それぞれ構造の技術的基準について規定をし、第 8 章に除外、適用の特例などの雑則を設けました。

なお、参酌基準としている構造令等のうち、現在、村の準用河川に存在せず、また、今後も整備される見込みのない高潮区間ですとか高規格堤防、湖沼やダム等々については、今回の条例規定から外してございます。

施行期日については、議案第 3 号同様に平成 25 年 4 月 1 日からとするものでございます。

続いて、議案第 5 号 中川村公共下水道の構造の基準等に関する条例をお願いをいたします。

提案理由でございますが、これにつきましては、第 2 次一括法の制定に伴い下水道法が改正をされ、これまで下水道施行令で定められていた基準の一部について、村がみずから決定をし、実施をするよう改めるために、新たに条例を設けるものでございます。

内容につきましては、下水道法第 7 条第 2 項の規定により公共下水道の構造の技術的基準に係る規定として排水施設の構造の基準及び処理施設の構造の基準を、また、同法第 45 条第 3 項の規定により終末処理場の維持管理に関する基準について条例で定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行をするものでございます。

内容の一部であります。排水施設の構造の基準、そんなものがあるかといいますと、排水管の内径ですとか配水管の断面積等々を定めるものでございます。

また、処理施設の構造につきましては、脱臭施設の設置、その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする等々の規定が入れられてございます。

また、第 7 条 終末処理場の維持管理に関する基準につきましては、活性汚泥を使用する処理方法による時、その方法等を調整することが規定をされているものでございます。

なお、参酌をすることとされている基準のうち下水道法第 28 条第 2 項の都市下水路管理の基準等々につきましては、村の条例規定から外してございます。

最後に、議案第 6 号 中川村水道布設工事監督者等の資格に関する条例でございますが、これも同様に第 2 次一括法の制定により水道法が改正され、水道法施行令で、また、水道法の施行規則で定められていた基準の一部について、村が独自に基準を定めるために新たに条例を設けるものでございます。

内容につきましては、水道法第 12 条第 2 項の規定により布設工事監督者の資格基準を条例の第 3 条に、また、この布設工事監督者を配置をしなければならない工事の種類を条例の第 2 条に規定をするとともに、法第 19 条第 3 項の規定により水道技術管理

者の資格に関する規定を条例第 4 条に設けるものでございます。

これら条例の資格に関する基準につきましては、これまで国が定めておいた基準、施策等に関する義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大により地方公共団体が地域の実情を踏まえて独自性のある条例をみずから決定できると、そういう法律が整備をされたことにかんがみ、専門職の配置が困難な村においても資格者の選任をしやすくすることができるように水道法施行令の上で決められておりますこれらの資格基準について、簡易水道に係る資格基準、これは上水の基準の半分の経験年数でいいという基準であります。この簡易水道に係る資格基準を村の独自基準として採用をし、平成 25 年 4 月 1 日から施行をするものであります。

以上、4 本の新条例を一括で、しかもかなりはしょって説明をいたしました。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○総務課長

それでは、続きまして議案第 10 号について説明をさせていただきます。

議案第 10 号 中川村公営住宅管理条例及び中川村都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例に関係する条例でございますが、1 つは中川村公営住宅管理条例であります。

例規集の第 2 巻の 1,301 ページにあります。

また、もう 1 つの条例でございますが、中川村都市公園条例、これは同じく第 2 巻の 1,401 ページのほうに記載してありますので、お願いをいたします。

提案理由でございます。

先ほどから申し上げておりますとおり、地方分権一括法、第 1 次・第 2 次一括法の整備の施行に伴いまして、現在ある村の条例の 2 つの条例の一部を改正するために本案を提出するものであります。

まず、改正条例の第 1 条でございます。

中川村公営住宅管理条例の一部改正であります。

この改正でございますが、まず、目次を改めます。

第 1 章 総則、第 2 条に次の第 1 章の 2 整備基準、第 2 条の 2 を加えるものでございます。

第 1 章の 2 整備基準、第 2 章の 2 は公営住宅の整備基準として 3 つの基準を設け、さらに、3 つの基準のほかに地域の特性を勘案して規則で定める整備基準をもって整備するというふうにいたしました。

次に、第 2 条の中川村都市公園条例の一部改正を行います。

都市公園法の第 3 条第 1 項では、地方公共団体が都市公園を設置する場合には政令で定める都市公園の整備、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとするというふうにあります。

また、同法第 4 条では、1 つの都市公園に公園施設として設けられる建築物の総計の建築面積につきましては都市公園の 100 分の 2 を超えてはならないというふうにしてあります。ただし、動物園等を設ける場合、その他、政令で定める特別の場合は、

この政令で定める範囲を参酌して、地方公共団体の条例で定める範囲の中で、これを超えることができるというふうに指定をしているところであります。

また、バリアフリー法という法律があるわけでありまして、高齢者や障害者等が公園を利用した場合、移動等が特に円滑に行われるべき公園施設として、屋根付広場、休憩所等13の項目を特定公園施設と呼び、これらの施設を都市公園に新設、増設する場合は、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとしているために、特定公園施設の整備の基準をあわせて条例で定めるというのが一部改正の趣旨でございます。

改正につきましては、議会全員協議会の場で趣旨をご説明をいたし、逐条について大筋申し上げてございます。改めての説明は省略をさせていただき、条例の一部改正の方法に従い、これを改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○8番 (柳生 仁) あらかじめ出してありませんけれども、議案1号と2号と4号について質問してまいります。

議案の1号の非常災害の対応でありますけれども、定期的に訓練するんだということがありますが、伺ってみますと、2月に1回ぐらい訓練するんだっていうことで、ある施設では昼間と夜と訓練をしているということでもありますけれども、非常に難しいということでもあります。

また、住民等の参加が得られるように努めなければならないというふうに書いてありますが、この住民参加が非常に難しいんだと言っておりましたが、こういった条例を設けてありますけれども、こういったところをどのようにされているか伺いたいと思います。

それから、次に、議案2のほうでもって、食事でありますけれども、利用者がおいしいと思える食事の提供とありますけれども、そういった調査しながら、おいしいかどうか調査しながら提供されているかどうか、その点をお伺いいたします。

次に、議案4号の河川でございますけれども、現在、18河川が準用河川となっております。

また、ほかにも準用河川に格上げしてもいいんじゃないかという河川があるわけですが、それらを、今後、どのようにされていくのかお伺いします。

以上であります。

○保健福祉課長 非常災害対策の関係で地域住民の参加が得られるようにということでもありますけれども、地域密着型サービスを提供している事業者につきましては、隣近所のすぐ駆けつけていただけるような皆さんに、一応、声かけをして、非常時の場合には頼むというような話をするというところでやっております。

また、一番頼りになるのが隣近所、近くの住民ということでもありますので、そうい

う皆さんと連携をとっていくように取り組んでいるところであります。

それから、食事の関係であります、私のほうでは調査をしておりませんが、おいしいそれぞれの入居者に合ったような食事ということで提供をしているものというふうに考えております。

○建設水道課長 議案の第4号に関連をし、普通河川の準用河川等々への格上げというような話かと思えます。

現在、中川村の準用河川は18河川となっております。この18河川につきましても、1級河川、2級河川、もしくは、それに準じるような砂防河川等々で管理区域が分かれてございまして、国が管理するもの、また、村が管理するもの、同じ河川においても幾つかの箇所がございます。したがって、すべてのところで、どういうふうに指定をしていくかという問題もありますが、現在の18準用河川につきましては、今の河川区域の管理区域のまま、県と村と、それぞれ管理区域を分けながら管理をしていく方法がいいだろう、こういうふうに思っております。

その他の普通河川、認定をされていない河川であります、幾つかの河川がありまして、普通河川でいきますと、普通に、法定外公共物と言われる青線も含めて、すべては、その河川の中の分類に入るわけですが、これらすべてを今の1級、2級に準じる河川としての構造物を持った河川施設にしていくという必要性がどの辺まであるのかということも含めまして、準用河川の数が決められているというふうに思っております。

ただ、昔、決めたままで18準用河川になっておりますので、やっぱり、それにつきましては、本当にそれ以外に必要性があるのか、どうなのかという内部検討はしているかにはやあならんとおぼやかですが、当面、これをすぐに18河川以上に準用河川に上げていくという考え方は、とりあえずは、持っておりません。

中身については確認をさせていただきたいと思っております。

○8番 (柳生 仁) 今、保健福祉課長の答弁があったわけですが、普段の敵訓練等では、一般住民に協力いただくの、非常に難しいっていうようなことを伺ってまいりました。この2月に約1回やっているであろう、この定期訓練にも住民参加が得られるような構造にしていくのかどうか伺いたいと思います。

また、今、建設課長から答弁ありましたが、今、18河川ある準用河川であります、この水量が、準用河川になっていない普通河川ですか、が非常に多い水量の川もあるわけですが、そういった水量も調査しながら、普段の水路を調査しながら、見直しを、やっぱりしていただくと、これは、三六災でもしっかり荒れた川であり、そういったものの準用河川の格上げ、大事じゃないかと思っておりますので、いま一度、お願いします。

○総務課長 今の地域密着型サービス入所施設、村内には、麦の家、それから、かぞく、それから、かつらがあるわけですが、これらの施設につきましては、ご承知のとおりですが、地域、中組と付近の葛島区ですが、災害にあったときの相互の支援の協定を結び、あるいは結ぼうとしているという現状です。

それから、非難、いざ何かあったときの、これらの皆さんが避難する場所につきましては、防災計画の中では葛島区民会館、それから、望岳荘、こちらのほうに避難をしていただくというような計画になっておりますので、これから避難計画に基づいて、実際、どういうことをするかということについては、これらの施設と打ち合わせをした上で、必ず、その住民の皆さんの参加が得られる、一緒にできるかどうかということも、地区、それぞれ、防災訓練は、やっておりますので、あわせて計画をして、これからいく課題であろうかというふうに思っております。

○建設水道課長 これまでの災害等で、水量が多くなって急に流れるということは、確かにあるわけですが、それが、特に緊急の河川管理をするときの構造を持った箇所について実施していく必要があるかどうかということ考えなければならない、そういうふうに思います。

今、準用河川に指定をされていない、もしくは普通河川のうち、なんでここが普通河川なんだろうと考える河川もございます。何でここが普通河川なのか、どういうことなんだろうか、それについては、早急に知りたいと思っております。先ほども言ったとおり、ここは検討を進めていきたいということでもあります。

その他の小河川もしくは法定外公共物と言われている青線等々について、確かに、水が出ると、それをあふれ、越えて、管理の構造物を越えてあふれることがないかと言われると、例えば、護岸といいますか、河川の石積みだとか、崩れているとか、はらんでいるとか、そういう施設はあるわけですが、そのものをすべて、すぐに直していく、準用河川のレベルまで直していくというふうには、すぐにはいかないと、こういうことでございまして、1・2級に準ずる河川ということで準用河川ということとでございますので、その構造、施設基準まで高める河川として、今、18河川があると、それに、早急に検討をしなきゃならんという河川については、内部的には、今、1つだけ持っている、こういうことでございます。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○7番 (湯澤 賢一) 中川村指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例という、この条例について質問させていただきます。

この中川村指定地域密着型介護予防サービスに関するという、サービスまでに1つにくくられることが、この基準によります2章から、ほぼ10章までの間のことが、全部、この中に入ると思うんですが、これは、それぞれ、また、2章から10章まで別々の施設、あり方というものかと思えます。

これを読んでいてよくわからなくなってきましたが、グループホームでユニット型のことについてわからないので、調べてみました。やっぱり、これ、わからない人が結構大勢いるらしくて、いろいろ書いてありますが、ここの村でいう、グループホームでユニット型ってどういうことの違いとか、意味合いついていうか、その辺も、ちょっと、また、教えていただきたいと思っておりますが、それから、今ある第8章の入所定員の複数を認めるってことですが、その複数を認める、ここに急に複数を認めるというふうになった、その一番の、何か、こう、引き金になったもの——引き金になった

ものがあれば教えていただきたいと思えます。

それと、あと、今ある施設、例えば、これが全部、中川村にある施設は、全部、一人一人になっていると思えますが、これを2人か、複数を認めるということは、もし、それらの施設をやろうと思ったら、新たな場所をつくらなくちゃならないっていうことになると思えますが、その辺のことは、村の施設と何らかの話し合いを持たれて、この条例ができていようかお聞きしたいと思えます。

○保健福祉課長 ユニット型でありますけれども、中川村には、このユニット型はないわけですが、4つなり6つなりの居室に対して1つの居間的なものを備えたものがユニット型ということでやっております。

それから、居室の定員を1人というのが基準でありますけれども、2人以上4人以下ということでしたわけですが、それにつきましては、多床室というのは、入所の、その利用料が安くなるわけでありまして、そういったものも低所得者のためには必要だろうということで、そういうことができるということで規定をしたものであります。

○7番 (湯澤 賢一) もう1つ言葉の意味合いをお願いしたいと思うんですが、いわゆる、私どもはグループホーム、グループホームと言っているのは、この1章からの中のどの、目次の中にある1章から——2章から9章までの、そのどれに当たるかというあたりを教えてください。

○保健福祉課長 第6章の認知症対応型共同生活介護というのがグループホームということになります。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおりに可決されました。
 次に議案第4号の採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおりに可決されました。
 次に議案第5号の採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおりに可決されました。
 次に議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおりに可決されました。
 次に議案第10号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおりに可決されました。
 日程第11 議案第7号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題といたします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 提案理由であります。障害者自立支援法の改正に伴い福祉医療費給付金条例において引用する法律名、条項が変わるため本案を提出するものです。
 例規集では2巻の587ページになります。
 障害者自立支援法は、この4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略して障害者総合支援法となります。あわせて障害者自立支援法施行令も障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令となることに伴いまして、それぞれの法律を引用している第2条及び第3条を変更するものであります。
 附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。
 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおりに可決されました。
 日程第12 議案第8号 中川村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題といたします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第8号につきまして説明をさせていただきます。
 関係条例でございますが、例規集の第2巻の879-61ページでございます。
 中川村暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように制定するということでございます。
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が平成24年8月、法律第53号で一部改正をされ、公布をされております。
 これは、関係するといえますか、事業者は不当要求による被害を防止するために必要な措置を講じるよう努めるほか、事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないとする事業者の責務が追加規定をされたものでございます。法第32条の2として加えられたということでございます。
 このことによりまして、条例で引用しております都道府県暴力追放運動センター、これを規定をしているわけでございますが、法律条文が1条繰り下がりました。そのことによりまして暴力団排除条例第2条第5号を条文で引用する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の条項を正しく改めるという改正内容でございます。
 附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというところでございます。
 ご審議、よろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。

○議長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
 日程第13 議案第9号 中川村農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定
 について
 を議題といたします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議長 提案理由の説明を求めます。
 ○振興課長 それでは議案第9号についてご説明申し上げます。
 提案理由であります、平成21年度に改築工事を行い平成22年度から稼働しております農産物加工施設について、その管理を指定管理者による管理に移行するに当たり必要な改正を行うため本案を提出するものであります。
 例規集は第2巻の886ページとなります。
 改正の内容であります、改正条例文の次に新旧対照表をつけてございますので、そちらのほうで説明させていただきます。
 第4条でありますけれども、地方自治法第244条の2第3項で、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人、その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定する者に当該公の施設の管理を行わせることができると規定されており、これに基づき加工施設の管理を指定管理者に行わせる規定であります。
 第5条は、加工施設が行う事業を明確にするものであり、農産物の加工処理、地域の活性化及び地場産業の振興、村長が必要と認めた事業としています。
 第6条は、指定管理者が行う業務を明確にするものであり、第5条で規定している加工施設が行う事業を初め、従来どおり一般利用の使用許可業務、施設の運営、維持管理業務、その他村長が必要と認める業務としております。
 第7条は、加工施設の休業日及び営業時間は村長の承認を得て指定管理者が定めることとしています。
 第8条は使用許可権者を村長から指定管理者に変更するものです。
 第9条は使用者に対する使用の不許可、許可の取り消し、使用の停止についての規定であり、施設を棄損するおそれや公の秩序を乱す、公益を害する場合などは、指定管理者が許可の取り消し等ができることとしています。
 第10条は施設の利用料金に関する規定であり、従来の使用料を利用料金に改めるとともに、利用料金を指定管理者の収入とし、また、利用料金の額については従来の加

工室別の予定額を1時間当たり100円～1,000円の範囲内で村長の承認を得て定めるものとしています。
 これは、従来、料金が高過ぎて使いづらいとの声もあり、機械や水の利用状況を勘案しての料金設定を行えるよう幅を持たせてあります。
 また、利用料金を指定管理者の収入としていることから、減免は指定管理者が判断できるようにしています。
 第11条は使用者による施設等の現状変更等の行為の禁止を、第12条では使用者の責任による原状回復を、第13条では使用者が施設等を棄損、滅失させた場合の損害賠償について、それぞれ規定しています。
 施行期日は指定管理者による管理に移行する平成25年4月1日としています。
 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
 日程第14 議案第11号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につ
 いて
 を議題といたします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議長 提案理由の説明を求めます。
 ○建設水道課長 それでは、議案第11号について説明をいたします。
 提案理由であります、下水道法施行令の一部改正に伴い本案を提出するというふうに書かれてございますけれども、その中身であります、平成21年の11月の30日にWHOの飲料水の水質ガイドライン等において、1次ジクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に関する環境基準の毒性評価値が変更されました。これに伴い平成23年10月の28日に公布された水質汚濁防止法施行規則等の一部改正の省令によりまして、当該物質の排出基準と亜鉛含有量の暫定排出基準が変更をされ、1次ジクロロエチレンにつきましては

同年の11月1日から、また、亜鉛の含有量の暫定排水基準につきましては同年の12月11日から施行をされました。これに伴い下水道法施行令の一部改正が行われたというところでございます。

例規集のガイドページにつきましては第2巻の1,428ページからとなります。

改正条例は、第12条に定めます基準に適合しない下水道、判断をされる基準値の改正が主な内容になりますが、ここに書いてある改正条例、条文だけ見ても、ちょっとわかりづらいので、詳細につきましては、別に用意をいたしました新旧対照表での説明とさせていただきます。

第12条のところでありますが、右側が旧条例、左側が新条例であります。

12条の第1号、2号、5号、7号、15号、それぞれにつきまして、例えば1号でありますと、カドミウム及びその化合物でございますが、「1リットルにつきカドミウム0.05ミリグラム以下」というものを「0.1ミリグラム以下」、次に、第2号については、同様にシアン化合物が「0.5」を「1ミリ」、第5号、六価クロム化合物については「0.3」を「0.5ミリ」に、水銀等々につきましては「0.003ミリグラム」を「0.005」、15号につきましては「0.2ミリ」を「1ミリ」というふうに基準数値の変更になります。

次に、第20号、21号、22号につきましては、例えば20号でありますと、テトラメチルチウラムジスルフィド、これが10につき幾らというふうに書かれてございますが、この薬品名、製品名等々について、新しいほうには括弧書きで「別名チウラム」というふうに書かれてございますが、これら名称を、一部、増減をするもので、増改をするものでございます。

それから、26号の次でございますが、27号以下を1条ずつすべて繰り下げをいたしまして、27号に新たに「1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下」というものを加えると、こういう内容でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第12号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

関係条例につきましては例規集の第2巻1,721ページから記載をしてありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正になりまして本案を提出するというものでございます。

条例の第9条の2、第1項第2号では、傷病補償年金や障害補償年金を受ける権利のある非常勤消防団員等が、その常時介護または随時介護を受けるような状態になった場合におきまして、介護保障として、その期間中に規則で定める金額を支給されるということになっております。ただし、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に入所している場合につきましては、これを支給しないとあるわけでありましてけれども、障害者自立支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに法律名が改まっておりますので、この引用文を改める改正でございます。

この改正条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 中川村体育施設条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○教育次長 それでは、議案第13号 中川村体育施設条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由は、中川村体育施設等の使用料について定め、あわせて字句等の整理を行うため本案を提出するものでございます。

本改正する条例は、第1条が中川村体育施設条例の一部改正、第2条が中川村学校体育施設使用料徴収条例の一部改正、第3条が中川村体育文化施設条例の一部改正、第4条がNVサウンドホール条例の一部改正の4本の条例を一括改正する集合条例でございます。

改正内容は、議案の4枚目裏面に説明資料を入れておきましたので、ごらんください。

改正の概要は、さきに申しあげました4条例に共通しまして、1つとして使用料の減免規定が定められていない、2としまして、使用料の納付期限の規定が定められていない、3つとしまして、使用料の還付、キャンセル料の規定が定められていない、4つとしまして、村外者使用倍額の規定はありますけれども、営利・営業使用の場合の4倍額の規定が定められていない、5としまして、冷暖房及び電気使用料、料の時が誤っておりますので、「料金」の「料」に訂正をお願いしたいと思います。それについて規定の定めがないという状況であります。

各施設ともに、これまで文化センター条例に倣い運用してきておりますけれども、適用が施設によって異なっている部分もあり、利用者にもわかりにくいことから、体育及び文化施設の運用を統一し、条例を整備するものでございます。

また、NVサウンドホールにつきましては、施設、物品等を棄損または滅失した場合の損害賠償に関する事項が定められておりませんので、損害賠償について規定をするものでございます。

最初に第1条に規定する中川村体育施設条例の一部改正についてご説明いたします。議案資料の5枚目表面の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

例規集につきましては第2巻の2,353ページ、関連があります中川村体育施設管理規則は同じく2,357ページでございます。

それでは条文について新旧対照表により改正後の項目について説明をさせていただきます。

第5条は、減免規定について、中川村文化センター条例、別表第2を準用することを明記するものでございます。

第6条は使用料の納付期限について、第7条は取り消し等があった場合の使用料の減額について規定するものでございます。

別表については、既定の別表を別表の1とし、備考欄へ営利・営業使用の場合の使用料について、中川文化センター条例に準じ、新たに4倍額を明記するものでございます。

別表2につきましては冷暖房使用料を、別表の3につきましては電気使用料を新たに明記するものでございます。

次に、第2条に規定する中川村学校体育施設使用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案資料の5枚目裏面、新旧対照表をごらんください。

例規集は第2巻の2,366ページ、関連があります中川村学校体育施設の開放に関する規則は同じく2,363ページでございます。

それでは条文について新旧対照表により改正後の項目について説明させていただきます。

第2条は、減免規定について、中川文化センター条例、別表第2を準用することを明記するものでございます。

第3条は使用料の納付期限、第4条は取り消し等があった場合の使用料の減額について規定をするものでございます。

別表につきましては、既定の別表を別表の1とし、備考欄へ村外者使用倍額、営利・営業使用4倍額を規定するものでございます。

別表の2につきましては電気使用料を明記するものでございます。

次に第3条に規定する中川村社会文化施設条例の一部改正についてご説明いたします。

議案資料の6枚目表面、新旧対照表をごらんください。

例規集は第2巻の2,453ページ、関連があります中川村社会文化施設管理規則は同じく2,455ページでございます。

それでは条文について新旧対照表により改正後の項目について説明させていただきます。

第2条は青年婦人会館の設置位置の表示に誤りがありますので正しい地番に修正するものでございます。

第4条は、減免規定について、中川文化センター条例、別表第2を準用することを明記するものでございます。

第5条は使用料の納付期限、第6条は取り消し等があった場合の使用料の減額について規定をするものでございます。

別表については、既定の別表を別表の1とし、備考欄へ村外者使用倍額、営利・営業使用4倍額を追記するものでございます。

別表の2は付属設備、別表の3は暖房、別表の4は電気使用料を追加して明記するものでございます。

次に第4条に規定するNVサウンドホール条例の一部改正についてご説明いたします。

議案資料は6枚目裏面、新旧対照表をごらんください。

例規集は第2巻2,463ページでございます。

それでは条文について新旧対照表により改正後の項目について説明させていただきます。

ます。

第4条は見出し字句の修正でございます。

第5条は、減免規定について、中川文化センター条例、別表第2を準用することを明記するものでございます。

第6条は使用料の納付期限、第7条は取り消し等があった場合の使用料の減額、第8条は損害賠償の規定を明記するものでございます。

別表については、既定の別表を別表の1とし、備考欄へ営利・営業使用4倍額を新たに明記するものでございます。

別表の2は付属設備、別表の3は冷暖房、別表の4は電気の各使用料を新たに明記するものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 中川文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○教育次長 それでは、議案第14号 中川文化センター条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、中川文化センターの使用料等について定めるため本案を提出するものでございます。

例規集は第2巻の2,477ページ、関連があります中川文化センター管理規則は同じく2,485ページでございます。

改正概要は、議案の3枚目表面に説明資料を入れておきましたので、ごらんくださ

い。

改正の概要は、1としまして、現在、教育委員会規則、中川文化センター管理規則に定められている超過使用料、使用料の納付、使用料の減免、使用料の還付について、条例に移して定めるものであります。

理由は、本来、教育委員会の所掌にかかわる使用料、手数料、その他の収入の徴収、減免及び還付に関する事務は、教育委員会への委任事務ではなく、教育長が村長の事務を補助実行するものであります。よって、そうした事務を教育委員会規則で規定することは適当でないためでございます。

2つとしまして、体育及び文化施設の運用を統一するため、村外者使用倍額を規定するものでございます。

3つ目としまして、使用時間の始まりを午前9時から午前8時30分に変更するものでございます。実際の運用にもあり、利用者の利便性が図られることから改正をするものでございます。

それでは、条文について、議案3枚目裏面にあります新旧対照表により改正後の項目について説明をさせていただきます。

第5条第1項は条文の分割による言い回しの修正でございます。

第5条第2項は文化センター管理規則、以下、規則と申し上げますが、第8条の超過使用料の規定を条例へ移すものでございます。

第6条は規則第7条の使用料の納付の規定を条例へ移すものでございます。

第7条は規則第10条の使用料の減免の規定を条例へ移すものでございます。

第8条は旧条例第6条と規則第11条 使用料の還付の規定を、一括、条例へまとめて規定するものでございます。

別表第1 施設の使用料の改正については、使用時間の始まりを実際の運用に合わせるため午前9時を午前8時30分に改め、備考欄の記載について、中川村体育施設条例、別表備考欄に記載されている村外者倍額の規定に合わせ、新たに明記をするものでございます。

別表1の2 付属設備の使用料の改正については、規則別表の規定を条例に移し、備考欄の使用時間の始まりを午前9時を午前8時30分に改正するものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
日程第18 議案第15号 葛島山村広場等の指定管理者の指定について
を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第15号 葛島山村広場等の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。
提案理由は、葛島山村広場等の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるため本案を提出するものでございます。
普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない旨、地方自治法第244条の2第6項で規定をされていますので、村が管理をいたします公の施設をそれぞれ法人等の指定管理者に指定の期間を定めて指定するものでございます。
その表にございますとおり、葛島山村広場は有限会社トラストに管理を指定し、その期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。
かつらの丘公園は、同じく有限会社トラストに管理を指定し、その期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。
かつら炭焼き体験施設は、同じく有限会社トラストに管理を指定し、その期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。
アンフォルメル中川村美術館は、アンフォルメル中川村美術館管理組合に管理を指定し、その期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3カ年間とする。
中川村農産物加工施設、通称つくっチャオでございますが、これは企業組合つくっチャオ中川に管理を指定し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするという内容でございます。
ご審議、よろしく願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。

○7番 (湯澤 賢一) 指定管理のことですが、かつらの丘炭焼き体験施設というのは、いろいろジビエ関連の施設とかされたようですが、これは、その状態でトラストに指定管理するのか、それとも、あれは別個に考えているのか、昨年まではトラストの方をお願いして、かぎをお借りして使わせていただいたりしている経過がありますが、その辺を説明をお願いいたします。

○振興課長 炭焼き体験施設のついでには、釜の部分もございます。それから、建物の部分もござ

います。建物については、現在、ジビエのほうで活用をしております、建物そのものは除いて考えております。

○議長 長 ほか質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
日程第19 議案第16号 村道路線の変更について
を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第16号 村道路線の変更について説明をいたします。
提案理由は、道路法第10条第3項の規定に基づき村道路線の区域を変更するために本案を提出するものであります。
1枚おめくりをいただきたいと思いますが、変更する路線名が載ってございますが、今回、変更をいたします路線は、この表のとおり3路線で、いずれも道路改良により延長、幅員等について記載をしたものでございますが、位置等については、その後ろのほうに変更区間を表示した資料1・2を添付をしておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思いますが、
整理番号の次に前後別ということ、前、後というふうに書かれておまして、上段が改良前、後段が改良後ということでございます。
内容を見ていただきますと、起点、終点は変わりはありません。
主な経過地等は変わりございません。
その他必要な事項でございますが、これについては、延長と幅員が書かれているわけでございますが、今回、お出しをしました3路線につきましては、この部分もすべて上下とも同じということで、変わっていないわけで、これを見たら、どこが変わっているのと、こういうことでございますが、図面のほうに出しました資料のところの改良を、23年度もしくは22年から23年度にかけて実施をしてきたわけでございます。その幅員等につきましては、既に改良をした部分等々の幅員がまさっている部分がございます、それについて一括を記載をしているために最大幅員、最小幅員とも変わらないと、こういうことでございます。道路面積等々については、ここの記載ではあ

りませんけれども、最終的には変わってくると、こういうことでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩いたします。再開を 11 時といたします。
〔午前 10 時 43 分 休憩〕
〔午前 11 時 00 分 再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りいたします。
日程第 20 議案第 17 号から日程第 24 議案第 21 号までの補正予算 5 件につきましては、会計間の繰り入れ繰り出し等もありますので、この際、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、
日程第 20 議案第 17 号 平成 24 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 21 議案第 18 号 平成 24 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 22 議案第 19 号 平成 24 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 23 議案第 20 号 平成 24 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 24 議案第 21 号 平成 24 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
以上 5 議案を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第 17 号 平成 24 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の補正で、予算の総額に 5,610 万円を追加し、予算の総額を 36 億 370 万円とするものであります。

繰越明許費は第 2 表 繰越明許費により、地方債の補正は第 3 表 地方債補正によるものであります。

今回の補正は、平成 24 年度の実績見込みに伴う調整と平成 24 年度国の補正予算による増額が主なものでございます。

5 ページをごらんください。

第 2 表 繰越明許費であります、農林水産業費、土木費で 4 事業ということになります。

林道舗装、公営住宅耐震診断業務委託は、国の補正予算による追加であります。交付決定が今後になりまして、年度内の発注ができないこと、それから、村単道路改良工事、沖田牧ヶ原線につきましては、県道北林飯島線、長居坂が工事中ということもございまして、迂回路確保が難しく、発注時期がおくれ、年度内に完成が難しいことから、その 4 事業、合計で 7,426 万 3,000 円を繰り越すものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正であります、追加では、林道改良事業、陣馬形線で 1,490 万円、林道改良事業折草峠線で 1,220 万円を公共事業等債の発行をするものでございます。

変更は、事業の進捗状況に合わせまして、起債の目的であります過疎対策事業債で集いの広場避難階段設置事業、以下 7 事業の限度額の変更を行うものでありまして、7 事業総計、補正前が 1 億 4,570 万円を 1 億 3,880 万円に 690 万円減額するものであります。

追加と変更の合計で 2,020 万円の増額ということになります。

9 ページをごらんください。

歳入について主なものについてご説明をいたします。

村税であります、村民税は 818 万 2,000 円の増額であります。個人住民税で税制改正によりまして年少扶養控除、また、特定扶養控除の縮小によりまして課税標準額が増加ということになりまして、税額としては増額となりました。

法人は法人税割額の増加で 101 万 7,000 円の増。

固定資産税は宅地の負担調整率が引き上げられたことにより 208 万円の増額であります。

軽自動車税は台数の増加により 36 万 1,000 円の増。

村たばこ税は増税により当初予算で減少を見込んだ本数が減少しなかったことによりまして 260 万円の増額というふうになっております。

10 ページであります、地方消費税交付金は額の確定によりまして 49 万 2,000 円の減額となります。

11 ページの分担金及び負担金は民生費負担金で 151 万円の減少であります。

児童福祉費負担金は児童クラブの利用料で、利用人数の減少により減額。

社会福祉費負担金、老人施設入所者負担金は、退所者が年度中で1人いたためによる減額でございます。

12 ページ、15 款の使用料及び手数料は教育使用料で、実績の見込みに伴いまして78万2,000円の増額となっております。

13 ページ、16 款 国庫支出金は実績見込みに伴う補正で、ごらんをいただいたとおりであります。

14 ページについても同様であります。

15 ページであります、17 款 県支出金は県負担金で、実績見込みに伴うものということで40万7,000円の増額。

県補助金は2,546万円の増額で、このうち農林水産業費県補助金が2,601万1,000円であります。主なものは林業費の補助金でありまして、説明欄の11 地域自主戦略交付金でございます、国の補正予算による追加で林道改良事業に充当をいたします。補助率は国が50%、県1%の51%で、総額を2,827万4,000円であります。

16 ページから17 ページの財産収入は実績見込みによる補正ということで、18 ページをごらんいただきたいというふうに思います。

20 款 繰入金であります、地域医療確保対策基金の繰入金であります、1,330万円の減額であります。過疎債のソフト事業分の充当が可能となったことから繰り入れをしないということとするものであります。

19 ページ、22 款 諸収入のうち雑入が911万8,000円あります。説明欄の92 その他振興関係では、災害復旧事業地元協力金で北島頭首工分の地元協力金と農村災害対策整備事業分担金、飯島町からの分ということで、それぞれ計上をいたしましたところであります。

その下のその他であります、保健師実習謝礼金ということで、県立看護大と飯田女子短大の生徒の受け入れに伴うものでございます。

20 ページであります。

23 款の村債でありますけれど、6 ページの地方債の補正でご説明したとおりでございます。

21 ページから歳出であります、軽微な内容変更による増額ですとか更正減が主なものでありますので、主要なもののみについて説明をさせていただきます。

また、各費目にわたりまして燃料費、光熱水費等の増額がございますが、単価の上昇、重油、灯油等の使用料につきましては、寒さが厳しく、使用料の増加があったことによるものでありますので、その分の説明は省略をさせていただきます。

27 ページまで飛んでいただきまして、3 款 民生費の障害者支援事業389万4,000円の増額であります。

扶助費で403万9,000円の増額となっております、自立支援給付費の利用が伸びておりまして、給付費が伸びているということでもあります。施設の短期入所、それからグループホーム入所者の就労移行、共同生活介護援助の利用が多く、増額となっているのが特徴的なところでございます。

続きまして28 ページの保育所費201万2,000円の増額であります。

29 ページの賃金が160万4,000円ということで増えておりますが、補助保育士の期間の延長、また、未満児の中途入所による臨時保育士の増額等で増額をするものでございます。

その下の子育て支援事業は442万円の減額であります、避難階段の設置の方法から救助袋の設置ということで変更となったための減額が主なものでございます。

次に32 ページをお願いしたいと思います。

6 款 農林水産業費の農業費の農業者戸別所得補償事業390万4,000円の減額であります、19の負担金及び交付金で03 交付金であります、農地集積協力金と青年就農給付金につきまして、交付要件に該当する対象者がいなかったということから皆減とするものでございます。

その下の鳥獣害防止対策事業124万円でございますが、野生鳥獣総合管理事業補助ということで、特別駆除としまして一斉捕獲の実施によりまして捕獲数の増加がございまして、例えば、ニホンジカでは当初320頭見込みであったものが490頭ほど見込まれるための増額ということでございます。

次に33 ページ、中ほどの林業費であります、5,960万円の増額であります。

内容につきましては34 ページの林道改良事業5,959万8,000円の増額であります。国の補正予算に伴う追加でありまして、林道陣馬形線と林道黒牛折草峠線の舗装工事、それぞれ予定で約1,000mの舗装を行うための経費ということの増額でございます。

次に土木費の道路維持費ということで35 ページをお願いいたします。

道路維持管理費で200万円の増額であります、今年度は降雪回数が多く、これに伴う除雪重機の出動が多いということで、除雪重機等の借上げ料200万円を追加するものでございます。

次に36 ページの住宅費、住宅管理費で148万7,000円の増額であります。このうち委託料で公営住宅の耐震診断事業、業務委託料157万5,000円あります、国の補正予算に伴いまして、公営住宅のうち昭和56年度以前に建設した住宅のうち3棟の耐震調査を行うという内容でございます。

37 ページの消防費、また、これ以降の教育費、災害復旧費は実績見込みによるものでありますので、44 ページまで、ちょっと飛んでいただきまして、予備費であります、収支の調整を図るために1,746万9,000円を増額するものでございます。

なお、特別交付税につきましては、3月交付分は額が未定でありますので専決処分をしたいというふうに思うところであります。

一般会計の補正の主なものは以上でございます。

特別会計につきましては担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長

続きまして保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

議案第18号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ936万6,000円を減額し、総額を4億9,835万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5ページをお願いします。

国庫負担金17万2,000円の減は、一般被保険者療養給付費、後期高齢者医療費支援金等の確定によるものです。

同じく国庫補助金500万円の減は、療養給付費の確定によるものです。

6ページの6款 療養給付費交付金7万3,000円の減は、退職被保険者療養給付費、後期高齢者支援金等の確定によるものです。

8ページの10款 共同事業交付金で414万1,000円の減は、高額医療費共同事業交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金が高額療養費に対応して減額となるものです。

9ページからの歳出ですが、2款の保険給付費で1項の療養諸費300万円の減は、一般被保険者の療養給付費が減額となるものであります。

13ページに飛んでいただきまして、7款 共同事業拠出金の365万3,000円の減であります。高額療養費共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によるものです。

15ページの11款 諸支出金8万3,000円は、退職被保険者保険税還付金であります。

16ページの予備費で279万6,000円を減額し、収支を合わせるものであります。

続きまして、議案第19号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万円を減額し、総額を5億3,870万円とするものです。

歳入の主な内容ですが、5ページの1款 保険料70万円は、被保険者資格取得による保険料の増額であります。

6ページの4款 国庫負担金200万円の減と7ページの5款 支払基金交付金232万円の減は、ともに保険給付費の減額によるものであります。

8ページの6款 県支出金100万1,000円の減は、保険給付費の減に伴い減額となります。

9ページの10款 繰入金は、保険給付費の減額に伴い一般会計からの村負担分、介護認定事務費分、介護給付費準備基金のそれぞれの繰り入れ減額となります。

10ページからの歳出ですが、一般管理費の負担金8万4,000円は、広域連合への負担金が減額になったものです。

介護認定事業費は23万円の減額ですが、介護認定調査員の賃金が更新者数の減に伴い減額となったものであります。

11ページの介護サービス給付等諸費の770万円の減及び高額介護サービス費31万9,000円の減は、計画見込額より給付額が少なかったためであります。

12ページの地域資源支援事業では、介護予防、任意事業で調整をし、9,000円の増

額となります。

14ページの予備費で10万9,000円を減額し、収支を合わせてあります。

続きまして、議案第20号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、総額を4,460万円とするものであります。

5ページの歳入で後期高齢者医療保険料が50万円増額となりまして、6ページの歳出のほうで後期高齢者医療広域連合へ負担金として50万円を納付するというものであります。

以上、よろしくをお願いします。

○建設水道課長

続きまして、議案の第21号をお願いします。

平成24年度中川村公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、汚泥処分など維持管理事業の委託料の減に伴う調整が主な内容でございまして、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、総額を2億2,322万3,000円とするものでございます。

歳入であります。1ページにありますように、一般会計からの繰入金を200万円減額をいたします。

歳出であります。6ページにありますとおり、維持管理事業の電気料30万円、修繕費4万5,000円の不足を補うために需用費を34万5,000円追加をいたしますとともに、13節の委託料のうち汚泥処分費200万円を落とします。

これに伴う端数の調整のために予備費を34万5,000円減額し、調整をするものでございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○5番

（村田 豊） 一般会計のほうで1点お聞きをしたいと思います。

32ページ、農林水産費の農業振興費の中で、6款の5103の中の19番ですか、区分19の、特に交付金の中で、青年就農給付金、減、農地集積協力金、更正減ということで、先ほど説明の中に、私の聞き間違いでなければ、対象がなかったということで、110万円が、農地集積協力金が減額ということですが、具体的には、決算の中で実績予測はどのくらいなのか、全然なかったのか、どんな内容なのかお聞きしたいと思います。

○振興課長

農地集積協力金につきましては、これは、今までやっておられた方が自分の農地をすべて出して、農業を離農された、そういう場合に給付されるもので、これについては実績ございません。

それから、青年就農給付金につきましては、国の制度の要綱等の中で該当しそうな方をリストアップして、うちのほうでは予算計上させていただきました。しかし、実

○議 長 際の詳細な要綱等が決まってきた中で、該当される方が2名ということで、2名につきましては実績として支払いが行われましたけれども、あと、見込んでいた部分が該当せずというところで、その分を、今回、減額ということであります。

○1 番 ほかには質疑ありませんか。

○保健福祉課長 (中塚礼次郎) 一般会計のほうですが、29ページの子育て支援事業の中の集いの広場の避難階段の設置で、説明によりますと救助袋に変更したために430万円の減という内容ですが、当初、避難階段を設けるといふふうになっていたわけですが、その経過の説明と、救助袋に変えた点が階段よりよかったという点、それから、常設、絶えずそのものが避難できるように、絶えずその袋が下がっているというふうには考えられないので、階段なら、それを、すぐ、子どもたちを連れて下りることができるんだけど、下の受け入れの体制だとかいうようなことだとか、非常に、火災の場合の訓練等もやっているわけですけど、これからの、今度の訓練においても、非常に難しい点が出てくるかというふうに思います。そういった点についての考え方、その2点をお聞きしたいというふうに思います。

○保健福祉課長 集いの広場の避難の関係でありますけれども、当初は、避難階段っていうか、らせん階段で避難をしようということで、議会のほうでも説明をいたしましたし、そのつもりでいたわけですが、チャオのほうとも話し合いをする中で、避難階段を設置をする場所について難航しまして、なかなかいい場所がないということがありました。それで、いろいろ考える中で、たまたま救助袋というのを見つけたわけですが、これについては、かなりの高層階からも下りられるというようなこともありまして、これにしようということになったわけですが、救助袋につきましては、チャオの、その、何ていいますか、その入り口の屋上のところに、箱の中にしまっている、設置をするわけですが、いざという場合には、その箱を開けて救助袋を下に下して避難をしていくということになります。斜めの方式と、それからまた、垂直に下りるという方式がありまして、斜めの救助袋については、下でひもを引っ張って設置をするということになりますけれども、垂直式の救助袋は、袋をまっすぐに、ただ下せば、もう、すぐ避難ができるということもありまして、下に特別人はいなくても、その袋が救助ができる体制にできるということでありまして、それにしたわけですが、今現在、これから工事をするわけですが、工事をした後には、避難訓練等をしながら万全を期していきたいということで考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) そうすると、垂直型に決めたということですか。

○保健福祉課長 はい。垂直に下りる方式の救助袋であります。

つけ加えますと、袋は垂直にあるわけですが、中に、もう1つ袋がありまして、その中がらせん状になっていて、一気に落ちないということで、少し回転をしながらゆっくり下りていける方式になります。

○議 長 ほかには質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第17号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時とします。

〔午前11時32分 休憩〕

〔午後 1時00分 再開〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第25 議案第22号から日程第31 議案第28号までの7議案につきましては、平成25年度の予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第25 議案第22号 平成25年度中川村一般会計予算

日程第26 議案第23号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 27 議案第 24 号 平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第 28 議案第 25 号 平成 25 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 29 議案第 26 号 平成 25 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
日程第 30 議案第 27 号 平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
日程第 31 議案第 28 号 平成 25 年度中川村水道事業会計予算

以上の 7 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、平成 25 年度の当初予算編成の基本方針についてご説明を申し上げます。

まず、村を取り巻く大きな環境から考えてみますと、ヨーロッパでは幾つかの国が財政危機に見舞われており、緊縮財政に人々の不満が高まって、政治的にも混沌とした状況が生まれています。そのあおりを受けてヨーロッパ全体の共通通貨、ユーロまで不安定になっています。

米国においても、オバマ政権が 2 期目をスタートさせたものの、財政状況は依然として厳しく、3 月の 1 日の深夜、議会との調整のつかないまま歳出の強制的な大幅削減に突入してしまい、今後、国民生活に大きな影響が出るのではないかと心配をされているところであります。

現在の世界経済の仕組みそのものが壁にぶつかっており、機能しなくなっているのではないかと思います。

国内においては、昨年末の総選挙で自民党、公明党が政権に返り咲き、安倍内閣が誕生しました。アベノミクスと呼ばれる経済政策によって円安が進み、株価も上昇をしております。2%の物価上昇を目標としており、確かに円安によってガソリン等の価格は上昇していますが、労働者の賃金や農家所得が向上するのかどうか、先行きは不透明です。例えるなら、血行不良のメタボのように、懸命に働く指先には血が回らず凍傷になりかけているのに、腹周りにばかり脂肪が溜め込まれている、そういう状態が、果たして、これから改善されるのでしょうか。所得上昇のないまま物価だけが上がれば、国民の生活はさらに苦しくなります。

T P P についても、反対の声が根強いにもかかわらず、安倍首相は、訪米で前向きな姿勢をあらわにしました。T P P は、農業問題にとどまるものでは決してなく、その本質は、世界企業が自分たちに都合のいいルールや規格を押し広げ、地域、地域のそれぞれの個性や文化を押しつぶし、一色に塗り固めて利益を上げようとするものです。

ことに I S D 条項は、世界企業が思ったほどもうけられなかった場合、その国の制度を訴えることができるという仕組みであり、国ごとに積み重ねてきた制度、慣習を企業の思惑で破壊されかねません。既に日本の軽自動車制度はアメリカの 3 大自動車メーカーから目のかたきにされており、T P P が成立すれば、I S D 条項で訴えられて、軽自動車優遇制度はなくなってしまうかもしれません。

日本医師会が心配しているのは、外国の保険会社の圧力によって混合診療が広がり、国民皆保険制度の適用範囲が狭められ、やがてアメリカのように、どの保険に幾らか

けているかによって受けられる医療に差が生じる、そういう社会にされてしまうのではないかという点です。

除草剤をかけても枯れないように遺伝子組み換えをした作物が広がって、農地は除草剤まみれになり、同じ遺伝子組み換え作物しか育つことができず、毎年、その種を買わなければならない、周辺環境まで除草剤で汚染されていくのではないか、そんな不安も感じます。

T P P は、日本社会をさまざまな面からじわりじわりと着実にむしばんでいくと危惧いたします。

また、原発についても、安倍政権は再稼働の姿勢が露骨になってきました。活断層の不安のみならず、先日は、突然、ロシアに隕石が落ちて広い範囲が被害を受けました。大自然の想定外は津波ではありません。北朝鮮のミサイルへの非難も喧伝されますが、日本海沿岸、中でも若狭湾の原発銀座が標的にされる可能性に対しては、マスコミが警鐘を鳴らすことはほとんどありません。

T P P にせよ原発にせよ、冒頭に述べた機能しなくなりつつある古い制度によって既得権益を得てきた人たちが、何とか既得権益を手放すまいとしがみついているものです。大手マスコミも既得権益の側に連なっているため、T P P や原発の問題点は、せいぜいアリバイ的にしか報じられることはありません。新しい時代にふさわしい制度を模索していかねばなりません。既得権益層は、もうしばらく何とかしがみついていようとするでしょう。劣悪な労働状況に苦しむ若者たちや地方の中山間地は、これからも犠牲にされ続けるのではないかと心配いたします。

それでは、そういう状況の中、中川村はどうすべきでしょうか。今、申し上げたような状況をかんがみると、やはり以前から考えてきた内発的な発展を目指すほかはないという、そういう思いを改めて強くいたします。

内発的発展とは、中川村のよさ、可能性、地域資源を一工夫して生かし、村民がそれぞれ自分の得意とするところを発揮して、外部資本に過度に依存しないあり方で暮らしの経済を支えていくことです。子どもや孫に引き継いでいけるなりわいを生み出していくことであります。都会で酷使されている子どもや孫が中川村に戻ってきて、汗をかきながら、自分で、中川村で自分の考えで頑張って手ごたえを得られるようにしていくことです。中川村の産業の中心は農業ですから、よく言われている農業の 6 次産業化とも重なっています。日本で最も美しい村連合が目指すところとも一致しております。

チャオ周辺活性化や農産加工所の建てかえなど、これまで村民の活躍できる環境整備をしてまいりました。今後は、その中で 1 人でも多くの村民が活躍できるよう、これまで以上に踏み込んだ支援によって村民がよい意味の欲を出すようにしていかなければなりません。

内発的な発展と同時並行で、各地区に地域の担い手を増やしていくことも考えねばなりません。住宅政策にとどまらない仕組みづくりが必要になりましょう。受け入れる地域の協力体制も不可欠となります。高齢化と担い手不足は、ますます切迫をして

います。どの課題も時間の猶予は残されていません。

しかしながら、ことしは村長選挙の年に当たります。これ以上、私の考えを主張することは、選挙の事前運動にもなりかねませんので控えることにいたします。

改めて選挙公約としてご説明をいたします。

村長選の年の当初予算は、肉づけの薄い骨格予算とするのが通例で、今回も例に漏れません。その結果、一般会計は総額 29 億 8,900 万円と、平成 17 年度以来 8 年ぶりに 30 億円を切る規模になりました。村長選挙の結果が出て、次の 6 月議会で選挙公約に基づいた補正予算が追加され、肉づけがなされることとなります。その際、遅滞なく事業に取りかかれるように準備体制を整えておくよう職員には指示をしているところであります。

ただ、骨格予算とはいえ、緊急度の高いものや計画に基づいた継続事業には幾つか大型のものもあります。

新規事業のうち大型のものは、片桐保育園の大規模改修工事です。近年、未満児保育の需要が高まっており、定員に迫ってきているので、待機児童をつくらないため、未満児室を拡充し、あわせて給食調理室の改修をいたします。8,858 万円を計上しました。

継続事業のうち大型のものを挙げると、坂戸公園整備事業に 2,011 万円、谷田黒牛線など、一部、新規も含めて、村道改良事業に 1 億 1,800 万円を計上しています。

このように大型の事業も幾つかありますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、骨格予算でのスタートとなります。

来年度当初予算編成方針の説明は以上といたします。

予算の概要につきましては副村長から説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長 続いて議案の内容説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第 22 号 平成 25 年度中川村一般会計予算の説明をさせていただきます。

一般会計予算書の 1 ページをごらんください。

傍聴の皆さんには、ちょっとございませんので、後ほど説明資料でご説明させていただきます。

第 1 条にございますように、予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 8,900 万円とするものであります。前年度の当初予算と比べまして 1 億 8,500 万円、5.8%の減額となっております。

第 2 条 債務負担行為は第 2 表により、第 3 条 地方債は第 3 表によるものとし、第 4 条で一時借入金の最高額は 5 億円と定め、第 5 条の歳出予算の流用では、人件費に限り同一款内における各項の間の流用ができるように定めるものです。

2 ページから 6 ページにかけて、第 1 表 歳入歳出予算で款・項別に金額を記載してございますが、後ほど、当初予算の概要資料により、特徴的なものについてご説明いたします。

7 ページの第 2 表 債務負担行為についてであります。アンフォルメル中川村美術館は指定管理施設としての期間が満了となること、また、中川村農産物加工施設については新たに指定管理施設とすることから、それぞれ平成 25 年度から 27 年度までの期間と指定管理料の限度額を定め、債務負担とするものであります。

8 ページの第 3 表 地方債であります。県営農地災害対策整備事業、南向・片桐地区以下 16 事業について公共事業等債、過疎対策事業債、辺地対策事業債で総額 3 億 7,070 万円の記載の発行を予定するものであります。中田島の村営住宅建設事業が完了したことなどから、平成 24 年度と比べまして 3,130 万円、7.8%の減額となっております。

それでは、予算の概要につきましてご説明いたしますので、予算資料 1 平成 25 年度当初予算提案説明をごらんいただきたいと思っております。

3 ページの一般会計、上から 3 段目の山括弧、歳入概要からご説明をいたします。

村税であります。4 億 3,889 万円、これは歳入全体の 14.7%を占めております。前年度比では 1,357 万円、3.2%の増額計上となっております。これは、個人住民税の年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮小による課税標準額の増額やたばこ税の税源移譲が大きく影響しております。

地方交付税は、地域の元気づくり推進費の新規算定換算加算により増額が見込まれる一方、地方公務員給与の削減による基準財政額への減額、あわせて年少扶養控除の廃止、たばこ税にかかわる税源移譲の影響による基準財政収入額の増額見込みに加えまして、平成 25 年度地方財政計画による収支見込額が前年度に比べ 2.2%減となることから、普通交付税を 15 億 5,000 万円、特別交付税を 5,000 万円、地方交付税全体で前年度比 5,000 万円、3%の減額計上としました。歳入全体では 53.5%を占めております。

国庫支出金は、参議院議員選挙費を新たに計上し、障害者自立支援給付を初めとする福祉関連事業分を中心に継続計上しました。

一方、既設の公営住宅改善事業補助金 1,570 万円を財源とした牧ヶ原の公営住宅修繕箇所買取事業が完了したことなどにより、総額 1 億 2,661 万円、前年度比 1,581 万円、11.1%の減額計上となりました。

県支出金は、緊急雇用創出事業補助金の一部減額などがありましたが、福祉、産業や保健関連事業分を継続計上しました。

避難所対策経費として計上しました避難所予備電源確保事業を初めとする農林水産業関連補助金が事業完了や減額などにより総額 1 億 6,406 万円、前年度比 3,627 万円、18.1%の減額計上をなしました。

繰入金、福祉、教育支援費の住民生活に光を注ぐ交付金は、全額を取り崩したため廃止。

昭和伊南総合病院運営負担金への地域医療確保対策基金の繰り入れは行わないとしたことにより、繰入金は皆減となりました。

村債は 3 億 7,070 万円、前年度比では 3,130 万円、7.8%の減額計上となっております。

す。

過疎対策事業では総額3億3,750万円を計上、うち2億8,850万円がハード分となっています。前年度には中田島村営住宅建設事業分が大きな割合を占めていましたが、事業完了となったことにより減額となった一方、村道改良5路線分1億4,400万円を継続計上、喫緊の課題対応として新たに保育所大規模改修分として8,850万円を計上しています。さらに、陣馬形、黒牛折草峠線の林道改良舗装分として3,600万円を継続計上し、過疎対策事業債全体の前年度比は6,450万円、16%の減額計上となっています。

また、谷田黒牛線の村道改良分として辺地対策事業債2,380万円、南向、片桐の県営農地防災対策整備分として公共事業等債を940万円、新たに計上いたしました。

こうした結果、歳入の性質別では、村税などの自主財源比率は20.6%、地方交付税などの依存財源が79.4%という歳入構造となります。

続きまして歳出の概要であります。

福祉、保健、医療の充実として福祉医療費給付事業、以下、金額につきましては省略をさせていただきます。福祉医療給付事業では引き続き手数料300円を除く医療費の無料化を行います。

障害者支援事業は、福祉サービス利用の多くの要望に対応できるよう、自立支援給付費、自立支援更生育成医療給付、障害児通所支援など、法に基づき継続して予算計上を行いました。

老人福祉事業では、介護慰労福祉金、緊急宿泊事業補助金など、需要の高まりに合わせ増額計上しました。

保育所費は、喫緊の課題でもある手狭となった未満児室などの増改築事業費を計上し、片桐保育所の整備を行い、要望にこたえます。

教育の振興として、教育事務局費は、小中学校中間教室指導員や心の教室相談員を配置し、情緒障害、知的障害や不登校児童・生徒などの支援、心のケアを引き続き行います。

また、ALTを引き続き配置し、生きた英語力の向上を図ります。

小中学校管理費では、グラウンドやプールなど、施設の老朽化に伴い緊急を要する改修・補修工事を計上し、校内教育環境の整備を図ります。

小中学校教育振興費は、各種教材の更新を継続して行うとともに、全国学力学習状況調査とあわせ学校生活全般に関するQU検査を増額計上しました。

学校給食センター運営事業は、安心して提供できる食材確保のための各種検査や洗浄室のカウンター補修工事を行い、より安全で効率的な運用に努めることとします。

教育、文化施設の運営整備については、文化センタートイレの洋式化、カーテンなど老朽化している諸施設、諸備品についての修繕費を計上しました。

また、アンフォルメル中川村美術館では、開館20周年となることから記念事業を企画し、今後の運営向上につなげます。

体育施設管理事業は、テニスコート修繕やルールの改正に伴う社会体育館のバス

ケットラインの引き直しなど、緊急を要する部分に限定し、新たに計上をしたところであります。

安心・安全の確保としまして、防災対策費は、住宅耐震化事業補助金を継続計上するとともに、衛星携帯電話外部アンテナ設置工事を新たに計上し、有事の際の迅速な対応を可能とします。

防犯対策費は、南向・片桐街路灯組合より移管を受ける街路灯について、省電力化を含めLED化を行います。

消防施設事業は、消火栓の維持管理、更新関連経費として水道事業会計への負担金を増額計上し、安心して暮らせる地域の基盤を整備します。

生活環境の整備で、公園整備事業は、整備年度最後となる坂戸公園整備事業費を計上し、あわせて完成記念事業の植樹祭を企画しました。

公共下水道、農業集落排水事業は、維持管理中心の事業に加え建設時の公債費が減少していることから、一般会計繰出金は減少傾向にあります。

一方、上水道事業費については、さらに経営の健全化を目指す地方公営企業会計の改正に伴う会計システム改修費が増額計上となっております。

環境の保全であります。ごみ処理事業は、各種ごみ運搬、処理業務経費を継続計上するとともに、生ごみ堆肥化等処理機購入補助を増額計上し、さらにごみの減量化に努めます。

生活基盤の整備は、村道維持管理費、維持工事費を継続計上し、舗装、補修の対応を行ってまいります。

また、緊急雇用創出事業を活用した中川保全隊による維持費を計上し、村道の側溝の管理、村道脇の支障木の伐採や河川などの維持保全に努めます。

村道改良事業は、測量設計、用地測量業務を含め、村道6路線の改良と大草桑原線ののり面保護を行います。

継続改良路線としては、原田荒田線を初め4路線、あわせて大草桑原線となります。

また、緊急度の高い上島田島駅線ほか1路線に新たに着手し、引き続き交通網の利便性の向上と安全性の確保に努めます。

産業の振興であります。

農業振興事業では、農産物などの放射能分析を継続して行います。

また、振興作物普及拡大補助金、農業後継者支援事業補助金を初めとする各種農業振興補助金を継続計上しました。

農業者戸別所得補償事業は、事務の効率化、円滑化を図るため、推進事務臨時職員を配置するよう、新たに賃金を計上しました。

また、遊休農地対策や担い手対策に関して、地域農業再生協議会を中心に継続して事業を進めます。

鳥獣害防止対策事業は、狩猟免許を取得、更新するための負担金を新たに計上しました。

また、広域捕獲、個体数調整にかかわる野生鳥獣総合管理事業補助金を増額計上し、

被害縮小に努めます。

農村災害対策整備事業は、南向・片桐地区の農村災害対策整備計画に基づき実施される県営事業負担金を計上しました。

林道改良事業は、陣馬形線、黒牛折草峠線の舗装を継続計上しました。事業費全体では減額計上となりましたが、陣馬形線につきましては、新たにのり面改良も行うこととしました。

地域づくりであります。村づくり事業では、引き続き地域力創造アドバイザーを招聘し、過疎対策、地域活性化施策の検討、実施につなげます。

行財政運営であります。村長選挙費と参議院議員通常選挙費を新たに計上しました。

歳出の性質別内訳は、そこに記載したとおりでありますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

6ページの財政状況であります。

借入金の返済に充てます公債費のピークの平成16年度を過ぎ、加えて平成20年度から連続して行っている繰上償還の影響によりまして、元利償還金総額は3億8,911万円となり、前年度比では223万円、0.6%の減額計上となっております。

平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率では、村の標準財政規模に対する元利償還金の負担比率、いわゆる実質公債費比率は、9.6%と前年度に比べ2.7%改善され、あわせて将来にわたり村が負担する負債の負担、いわゆる将来負担比率では、5.9%と前年度に比べ5.4%改善し、比率上の判断では財政状況は健全な状況となっております。

今後、地方交付税の算定状況でありますとか、ここ数年の起債借入額の伸びによる公債費などの負担増が見込まれます。このような状況に対応し得る基金の積み増し、事業の計画の見直しなどを視野に入れ、村長選挙後の財政運営を組み立てていく必要があるかと思えます。

一般会計の概要は以上でございます。

特別会計につきましては担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは保健福祉課所管の3つの特別会計につきましてお願いをしたいと思います。

最初に、議案第23号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

予算書のオレンジ色のページのところでありますが、ごらんをいただきたいと思えます。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,550万円と定めるものであります。

詳細につきましては当初予算案の提案説明、予算資料1の6ページに沿って説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ100万円、0.2%の減額計上となりました。

歳入では、療養給付費交付金や全国高齢者交付金が前年度に比べ増額計上となったものの、一般被保険者分の減収見込みから保険税が1億1,961万円、440万円の減額計上となっております。

また、療養給付費負担金などの国庫支出金や県支出金も減額計上となっております。

歳出では、保険給付費が3億3,270万円、前年度に比べ672万円の増額計上となったものの、後期高齢者支援金が6,280万円で585万円、共同事業拠出金が4,634万円で188万円の減額計上となっております。

次に、議案第24号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計予算についてお願いします。

予算書のグリーンのところのページであります。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,500万円と定めるものであります。

詳細につきましては、予算資料の6ページであります。介護保険事業特別会計は、第5期、平成24年から平成26年までですが、第5期介護保険事業計画の中間年度で、前年度に比べ1,800万円、3.3%の増額計上となりました。

歳入では、介護保険料率は昨年と同じですが、被保険者が増えて9,401万円と前年度に比べ38万円の増額計上、あわせて一般会計からの繰入金給付費などの増により9,550万円、163万円の増額計上となっております。

歳出では、介護予防、介護サービス給付等の増額見込みにより保険給付費が5億4,668万円、前年度の比べ2,130万円の増額計上となっております。

次に、議案第25号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計予算についてお願いします。

予算書のブルーのところのページであります。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,490万円と定めるものであります。

詳細については、提案説明の6ページのほうでお願いをします。

後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ130万円、3%の増額計上となっております。これは被保険者の増加や医療費の増加が大きな要因となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○建設水道課長

引き続きまして、議案第26号、27号、28号について説明をさせていただきます。

予算書のほうと同じく、この概要説明提案説明書のほうで説明をさせていただきます。

まず、議案第26号の平成25年度中川村公共下水道事業特別会計予算であります。予算書ですと、この黄色いところのページからになります。

この予算書の第1ページのところでありますけれども、第1条で歳入歳出それぞれ2億1,500万円といたします。

第2条で一時金の一時借入金の限度額を4,000万円といたしました。

予算の総額であります。前年度に比べ1,000万円、4.4%減額計上となっております。維持管理主体の事業構成としてございます。

○保健福祉課長

歳入では、前年度に比べ使用料が増額見込みとなったものの、事業費などの減少によりまして一般会計からの繰入金は1,100万円の減額計上としております。

歳出では、修繕料や汚泥処理の委託費などの減少によりまして維持管理費総額が205万円、元利償還金の減少により公債費が741万円、それぞれ減額計上としてございます。

大きな特徴であります。公共、農集、含めてでありますけれども、利用料につきましては、平成24年度と同じ料金体系にしてございます。

次に、議案第27号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計予算であります。予算書のグリーンといいますか、青とグリーンの中の紫、薄紫色のところでございますが、その1というところをごらんいただきたいと思っております。

第1条で歳入歳出それぞれ1億3,400万円とし、第2条で一時借入金の限度を3,000万円といたしました。

予算総額は、前年度比で300万円、2.2%の減額計上となっております、こちら維持管理主体の事業構成としております。

歳入では、前年度に比べ使用料が増額見込みとなったものの、事業費などの減少により一般会計からの繰入金は400万円の減額計上となっております。

歳出では、マンホールポンプ修繕費が増額計上となったものの、維持管理費総額で93万円、元利償還金の減少により公債費が438万円、それぞれ減額の計上としてございます。

次に、議案第28号 平成25年度中川村水道事業会計予算でございます。

一番最後の水色の部分であります。1ページのところをごらんをいただきたいと思っております。

水道事業につきましては、公営企業法の規定に沿った予算書として提案をさせていただきます。

第1条は予算の内容を以下に定めるとする総則でございます。

第2条であります。業務の予定量を定めるもので、年間総配水量を54万7,000tと想定をいたしました。

第3条であります。損益に係る見込みで、収益的収入及び支出の予定額を前年445万円、5.0%増の9,290万円とするものでございます。

この収入であります。主な収入のもとになります料金であります。農集、公共等々と同じように平成24年度の料金体系を25年度も引き続き維持をしていく計算をさせていただきます。

第4条であります。資本取引に係る収入及び支出の予定で、総額は2,770万円、前年度比で1,715万円、38.2%の減額計上といたしました。

収支の不足額2,645万円につきましては、損益勘定の留保資金等で補てんすることといたします。

大きな工事等々につきましては、道路改良に伴い配水管の布設がえを予定をさせていただきます。

次に第5条であります。一時借入金の限度額を昨年同様の3,000万円とするものでございます。

第6条であります。議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費と定め、当初予算額は、総経費の給与手当、法定福利の合計で1,411万9,000円といたします。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を200万円と定めるものであります。

以上で水道事業会計予算の説明を終わりますが、法令が定める予算の添付書類としまして資金計画書、予定貸借対照表、予定損益計算書、給与費計算書等を、また、参考資料といたしまして20ページ以降に予算の実施計画の明細書を添付をいたしましたので、ご参照をいただきたいと思っております。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○5番 (村田 豊) 私のほうからは、8点ほどですが、行政の皆さんには、役場の皆さんには内容が行っているかと思っておりますけれども、一般会計の部分で、特に骨格的な枠組みであり、大きな新しいものが出ておりませんので、質問内容が担当委員会以外で細かいような数字の確認みたいなこととなりますが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、最初に31ページの財産収入のところですが、項目18項目の生産物の売払収入の中で、特に太陽光の売電収入というようなことで前年度と同じような収入予算額が載っておりますが、決算見込みから見た段階で増えそうなのか、あるいは昨年度と同じような内容の予算計上なのか、その点、お聞きをしたいと思います。

2点目としては、44ページの総務費の2281の電子化推進事業でございますけれども、これは前年度に比べますと573万円の減というような予算の違いがあります。特に、この中で、ちょっと気になるのは、備品関係は、これは、当然、ある程度の補てんができれば減ってきてもいいというふうに思います。それが昨年度300万円ということですが、賃金が250万円減というふうになっておりますが、この賃金が、こういった250万円減というようなことで本当にやっていけるのか、どうなのかお聞きをしたいと思います。

それから、3点目として、48ページのほうですが、総務費の企画費の中で、特に2251の企画総務費の関係ですけれども、前年に比較して1,700万円多いというようなことですが、増減内容等を見ても、昨年度と比べてみますと、給与関係、人員が増えたんじゃないかと思っております。給与関係が主なものではないか、あるいはまた、群、広域連合等々の負担金等を含めて、負担金が500万円増えておりますが、そこらの辺は、どういった人員が増えたのか、郡なのか、伊南の負担が増えたのかお聞きをしたいと思います。

4点目として、51ページの総務費の防犯対策費、工事請負費、2432の15番の工事請負費ですけど、先ほど説明が、村長の説明の中にもありました。防犯灯をLED

化するということで950万円というような数字が、全村、改修といいますか、設置がえをするということですのでけれども、これが、すべて設置が終わったのか、終わったということ、先ほど、ちょっと課長からもお聞きしましたんで、終わったと、終わるというような予定で予算が計上されているとしたら、地元負担というもの、全額、村で補助の中でやるのか、地元負担というものが発生してくるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

5項目目としては、81ページの振興課の関係で農林産業費ですけれど、5001の農業委員会費、これが農地相談員の設置事業というようなことで202万円が盛られえおります。恐らく昨年と同じじゃないかと思えますけれど、先ほども補正予算の中でも、一部、減額のものが出ましたけれど、農地相談員設置事業、本当に農地の流動化が費用対効果が出ているのか、あるいはまた、人件費に補てんをするための予算計上なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

6点目として、85ページ、それから142ページと関連が、指定管理の関連が出てきますけれど、5121の農業施設管理事業、農産加工施設指定管理料150万円というふうになっております。昨年場合は145万円ということであったわけですが、この指定が、3年たちまして指定がえによって、前年度までに比べますと330万円くらいの減額になります。具体的に指定管理で指定がえをしていって運営ができるような話し合いがされたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

7点目としては、土木費の関係ですが、橋梁維持費、それから8番目の河川整備費も関連がありますのでお聞きしますけれど、100ページですけれど、橋梁維持費については800万円の減額ということで、これは、昨年度、長寿命化計画策定というようなことで、委託料で盛られたものだというふうにありますけれど、これがゼロということですが、その辺は、計画策定をした中で、本当に対象とする部分が、箇所がないのか、どうなのか、先ごろの国交省から発表になった、言ってみれば市町村の道路だとか橋梁等については老朽化対策等をしていかなきゃならんというようなことの中で、それぞれ下部の確認や調査をしたところ、非常に、まだ、未整備なところがあると、橋梁等については、県下でも2,464カ所あるけど、どうも10%単位の、言ってみれば、補修済みで、あとは補修がされていないということであるんですけど、そういう中で、中川の場合には、先ほど18河川等があります。だとすれば、橋梁等があると思いますが、本当に対象箇所がないのか、予算計上しなくていいのか、その点をお聞きをしたいと思います。

それから、土木費の河川整備費についても、やはり廃項でゼロと、全然、予算が盛られておりません。昨年度、堂洞沢だかの改修ということで630万円が盛られましたけど、ゼロとなっておりますが、先ほどのような、国交省で、地方でやる、自治体のやるべき事業を肩がわりしてやりますよというようなこと等が、今、検討をされておりますけれど、そういう中で、今後、出てくる中で、追加補正で配られるのか、どうなのか、ゼロでいいのかどうか、その点、お聞きをしたいと思います。

以上8点、すみませんが、お願いしたいと思います。

○住民税務課長 それでは、自分のほうからは、財産収入の太陽光発電の売電収入についてお答えをさせていただきます。

新年度予算では、自分のほうの担当するのは村営住宅でありますけれども、パークハウス滝戸とサンライズ中田島でありますけれども、両方とも18万円ずつ、合計で36万円の予算計上をしてあります。

今年度の決算見込みと比較をしようかということでもありますけれども、今年度、まだ年度中途でありますけれども、一応、きょう現在の収入が、2月末現在では36万3,000円ほど収入となっております。これを月に直すと、単純に11ヶ月で割ると3万3,000円くらいでありますけれども、新年度予算は、月1万5,000円ずつ、3万円で見積もってあります。

太陽光につきましては、6月～8月は非常に、2万円を越す月、2万円を越す、1カ所ありますけれど、2万円ずつで4万円ありますけれども、が多いわけありますけれども、冬場については少なく、両方で2万円くらいという月もありますので、歳入でありますので、安全なところで見まして、月3万円の収入という、そんな見込みで計上をさせていただきます。

以上であります。

○総務課長 それでは、総務費の電子化推進事業についてご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

電子化推進事業、今年度では、昨年と比較をしまして573万円ほどの予算の減額になっているということでありまして、この根拠は何かということもございますけれども、ご指摘のありましたとおり、昨年は賃金に、緊急雇用事業でもってホームページを平成23年度で更新をいたしましたことがありまして、そのホームページの、その後の、そのメンテナンスといいますか、そういうこと——そういうことというか、メンテナンス、それから、もう1つは、広報の編集についての補助というような名目で、緊急雇用事業で6ヶ月分を計上してありました。このものが当初から落ちておりますので、賃金は、ご指摘のとおりゼロということがあります。

それから、ほかに幾つか、この全体で573万円相違になっているものがありますけれども、1つは、大きいところで言いますと、委託料の関係があります。委託料は、これは、新クライアントシステムを入れておりますけれども、この保守業務では、これは増になりますけれども、あと幾つか総合行政ネットワーク機器、こういったものもございまして、これらの委託料の減等々があります。

また、新しいところでは、ウェブ地図と申しまして、土地情報を所有者、番地、地番、所有者、それから面積、地目、こういったものをすべて見られるシステムになっておりまして、これは住民の方もご利用いただけるわけですけど、このところに、背景としまして、新しくNTTの取得いたしました電子地図といいますか——電子地図っていうか、地図なんですけど、これを登載をすると、見やすいものに、もうちょっと幅広く活用できるようにしたいということもありまして、こういったところでは、この登載についての、その委託、これが21万円ほど増になっております。

あと、この大きなソフト——大きなといいますか、ソフトの中で、ソフトウェアでジャストオフィスというソフトウェアがあります。こういったものをライセンスとして90人分増やす、これが52万8,000円の増というようなことで、委託料については、全体では43万円ほど増えておりますけれども、先ほど新クライアントシステムのことを申し上げましたが、使用料では逆に42万3,000円ほど減るといふこともあります。これは、新クライアントシステムの12月でリース契約が切れるということが大きなものであります。

あと、備品購入のほうは、去年はファイルサーバーを216万円で、また、サーバーラックを222万6,000円等で、また、フィルタリングサーバー、学校でありますけれども、これを136万円ということで574万6,000円ほどの計上があったわけですが、ことしは、これがありませんで、職員の認証サーバーの更新だけであります。これが250万9,000円ですから、合わせて292万4,000円の減額になっているというようなことを総合いたしましたして573万円の減額となっているということでございます。

それから、もう1つ、企画総務費、企画総務費の中で前年と比較して1,700万円ほどの増額になっている理由ということでありますけれども、まず、1つは、ご指摘あったように職員の給料であります。当初、予算編成をいたしましたときには、企画広報係の職員分として3名を計上いたしましたが、その後、職員の人事異動で1名増えました。これは4月1日からの補足でありましたが、こういったことがありまして、人件費が、給料だけでなく、調査費ですとか、そういった人件費相当がかなりの部分で大きく増えたということと、もう1つは、上伊那広域連合の負担金が500万円ほど増えているということであります。この理由は、上伊那広域連合の中には、幾つか業務をやっているわけでありまして、情報センター関連の機器類の更新が、平成25年度で大きなものが来ます。機器の情報化の更新の計画については、平成23年度の中で確立しておりますけれども、どういう方法かといいますと、大きな機器については、今、言われるようなクラウドコンピューターといいますか、そういったものを利用するということはずに、今、納入実績があるところを引き続きソフトを入れかえ、サーバーをできるだけ情緒化をして、台数を少なくしながら、もう5～6年程度は動かしていくということの計画ができております。この計画の大きなサーバーを購入するのが25年ということで、その部分で負担金が大きく増えてくると、そういう理由でございまして。

それから、防災、防犯対策費に関しての工事請負費といいますか、防犯灯等の設置完了の箇所数の割合ですとか、未設置箇所はどうなっているかということでございますけれども、これにつきましては、平成22年から23年にかけての繰り越した国の緊急対策の事業の中で、防犯灯、村内にあるものは、577灯の防犯灯は、すべてLED化を行いました。また、地区、各地区から要望が出されておりました9灯、合計9つであります。9つのLED化につきましては平成24年で設置をしておりまして、今、ですから、合わせて586灯はLED化をされているということになります。

防犯灯のほかに街路灯というやつがありますけれども、大きくは、街路灯について

は、2つ、こう、縦につながったような街路灯組合という、片桐と南向に、商店ですとか、そういった事業をやっている皆さんの組合をつくって設置したものであります。こういった街路灯もあります。それから、村のほうで管理をしております橋梁について、明るく照らしているナトリウム灯といいますか、ああいったものも街路灯になるかと思っておりますけれども、こういったものもあります。これらは、何といいますか、防犯灯とは違いますので、これらは、LED化はしていないということでございます。ですので、地区から要望が出てきた暁にはですね、これについては設置の補助をしていくというのが村の考え方でありまして、それについての目安は、大体、1灯、新しくつくるのに、支柱、それから街路灯本体、合わせて大体8万円程度かかるというふうに思われますけれども、2分の1程度を補助をしていくという考え方です。当初の中では、実は、この予算は、先ほど申しました片桐と南向の街路灯組合の街路灯を村有化して、これをすべてLED化をしていく、こういう工事請負費で持っております。もし、今おっしゃられたような話が出てくるとしたら、これは、地区への補助というような形で対応したいということでございます。

○振興課長

それでは、農林水産業費に関しまして私のほうからお答えをさせていただきますけれども、まず、農業委員会費のほうの農地相談員設置事業の効果は出ていますかというご質問ですけれども、既にご承知かと思っておりますけれども、戸別所得補償、経営安定推進事業の中で、1つは、人・農地プランをつくらなきゃいけないと、これにつきまして、当然、このプランをつくれれば、それにとまった農地の流動化の推進もしていかなきゃいけないということもございまして、24年度に農地相談員を設置したわけなんですけれども、24年度、その国の事業の要綱等が出てくるのが非常に遅かったということで、現実的には24年度の人・農地プランについては、暫定版で対応したと、それも、ちょっと時期的には遅く、農地の流動化という部分は特にできませんでした。そんな中で、実態としては、24年度は、現在、農業振興計画の見直しを、総合見直しをやっているんですけれども、そちらのほうを中心に担っていただいております。この農振計画につきましては、この3月中には、ほぼ成案にまとめるという方向ですので、25年度につきましては、先日も、各集落へ出向きまして懇談会をやったけれども、各集落の営農組合においても、人・農地プランの受け手、出し手、そういったものを把握していただきたいというお願いもしてきております。そんなものが上がってくると、それこそ、流動化——農地の流動化という仕事も増えてくるのではないかと、それから、遊休農地対策、また、米政策の実行保全管理田、こういったものも非常に面積ございまして、そういった対応につきましても、前から申ししております、現在、営農センターで策定を進めております農業振興方策の中では、こういった対応も含めて、現在は、農地の流動化を図る組織としては、農地保有合理化法人である農協さんもあり、それから、農地利用関連団体として南向・片桐地区の営農組合があり、それから、農業委員会もありということなんですけれども、今まで、これらが連携して取り組みというものがございません。そんな中では、この中川村での遊休農地

等を考えていく上では、個々にやっていくのではなくて、こういった組織が連携をして図っていかねば改善はないというふうに考えております。そんな中では、25年度においては、この農地相談員を中心に連携、あるいは農家間の取りまとめ、そういったことに動いていただくように期待しまして、25年度も予算化をしております。

それから、もう1つ、農産物加工施設の指定管理料のことでありますけれども、一応、平成24年度中に、私どものほうでも加工組合と何回か話し合いをしながらやってきております。150万円の根拠としましては、一応、臨時職員1名を置いた場合の年間の人件費というものを1つの参考にしております。

それと、先ほども質問の中で具体的な金額が出てきておりますけれども、今まで、水道光熱費等、かかる費用について、約300万円ほど村のほうで今まで負担しておりました。新年度では、この部分については指定管理を受けたほうで負担していただくという方向であります。逆に、今まで施設の使用料として年間145万円、村のほうへ納めていただいております。しかし、先ほどの条例のとおり、使用料については、村へ納めなくて、組合の収入とするという方向で、組合としては、直接、その負担がないわけでありまして、単純に差し引きますと、大体、おおむね150万円ぐらいの差が出てくるわけなんです。そういったことで、過去3年間の経営動向を見まして、おおむね150万円の指定管理料が適正ではないかという判断をしまして、今回、予算計上をさせていただいたまいです。

よろしく申し上げます。

2点ほどご質問をいただきました。

1つは、橋梁維持の関係で、昨年調査費がそのまま落ちているけれども大丈夫かと、こういうようなお話かと思っておりますが、流れとしまして、平成24年度になります、村内の橋梁につきまして、NPOの橋梁メンテナンス技術研究所というところに、それぞれ97橋の橋の状況等々について調査をしていただき、先ごろ、その結果が出てきたところでございます。これは、今月、3月のうちに、それぞれ改修方法、補修方法等を含めながら公示をするという形をとる予定であります。この公示に従って県のほうに社会資本整備総合交付金事業というものに載せていただいて、それぞれ修繕に、補修に取りかかる。この申請であります、多分、例年ありますと9月、10月ごろが県のほうのまとめ、翌年度のまとめになってきますので、そこへ載せるように、今年度については、告示をして要望をしていくと、こういう格好になるかと思っております。それ以前の本当の軽い補修については単費で対応をするしかないのかな、こんなふう

に思っております。もう1つ、河川であります、河川のお金がみんな廃項になって大丈夫かと、こういう話であります、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、18の村が持っている準用河川については、村が危険箇所を含めて整備をしていかにやならん河川ということになっているわけでありまして、ただ、道路同様でありますけれども、村は、直にやならん箇所はたくさんあるんですが、直接的に、それから、緊急避難的に、人的な、または家屋ですとか固定資産ですとか、そういうものを含めた重大な危険度が見

られる所については、これは、真っ先にやらなきゃならんと思うわけですが、それだけ予算がありまして、できるだけ村の単独費を軽くしながら整備を進めていきたい、こういう考え方を持っております。河川についてはですね、過疎債等が対象にならないということがありまして、この整備については非常に苦勞をしているというのが実態でございます。これからであります、この社会資本整備総合交付金でありますとか、今年度の補正で出たような防災対策が、全国防災みたいなものが出ればなんです、どこまで対象になるかというようなことで、非常に村でも気にしながら、小お精度を見ていたわけですが、なかなか対象にならないということで、昨年度、それから、平成22年度、昨年度ではありません。すみません。平成24年度と、それから一昨年前の平成22年度、堂洞沢を約200m、両方で整備したわけでありまして、これについては、その上にある八幡平等々の宅地の安全度というものを、これは軽視できないということで緊急的に、全額、単費をもってやったわけでありまして、そのほかの準用河川について、とりあえず、本当に、すぐ人の命にかかわるとか、防災上の話で危険がすぐ及ぶところではないのかなと、こんなふうに思っているわけでありまして、先ほども言いましたとおり、1つの河川で村が管理をしている所、それから県が管理をしている所、いろいろありますので、県が管理をしてもらう所については県に要望を毎年かけておりますし、村が、とりあえず本当に単費をもってやらなきゃならん所については、まだ、当初予算で載せるほど、こちらのほうでも把握をしていないと、直したい所はたくさんありますが、それが、すぐ緊急的に人の命にかかわるような所としてはいいのかなと、こんなふう

○5番 (村田 豊) 概要が確認できました。

1点目と6点目と、それから7点・8点目については、ちょっとお願いをしたい点があるわけですが、1点目ですが、片桐診療所へ8キロの太陽光をつけましたが、それは、どのような様子お聞きして、40万円ということで、昨年度と同じような予算計上ですが、もう少し上がらないのか、どうなのかお聞きをしたいのが1点です。

それから、6番目の、先ほど振興課長のほうから話がありました農産加工の関係ですが、何回か話し合いがされて、これで、そこそこ、経営、運営上、やっていけるんじゃないかというような目算を立てられたということですが、これ、もし足りなくなったら大きな金額、150万円、あれだけの設備をしてありますので、ランニングコストがうんとかかるわけですが、あるいはまた、利用率が落ちてくると、当然、経費が増えて収益が上がらないとマイナスになるということも予想されるんですが、足りない場合、追加補正がされるようなことはあるのか、ないのかというのが1点です。

それから、もう1点は、7番、8番、橋梁維持費、河川整備費、わかりましたけれども、これは、今、話があったように、これから、今、国で、相当大きな公共事業に対する追加補正が組まれておりますので、これから具体的な内容が出てきて、その中へ追加補正で盛り込みをして、25年度の中で取り組みするものが出てきそうなのか、もし、要綱的に補助事業で充分実施できるというものがあれば、できるだけ取り組みをしていってほしいと思っております、この点はどうかということをお聞きしたい。

○建設水道課長

○保健福祉課長 片桐診療所の太陽光発電の売電収入であります、平成24年度、あと、2月まで入っております、あと3月を残すのみであります、予想としましては46万円ほどになるかというふうに思っています。予算では40万円ということですが、そんなような予想を立てております。

25年度の予算を立てたときは、まだ11月でありましたので、安全を見込んで前年度と同額の40万円としたところであります。

○振興課長 収支につきましては、現実的にやらないとわからないところもあるわけなんですけれども、一応、うちのほうでは、年間の委託料、これだけというものをお示ししながら、組合のほうでは、法人化に向けた試算等もしてきているところであります。

村としては、当然、指定管理ということの委託料ですので、組合の収支云々で、この額を増やすということは、基本的には考えておりません。

あとは、組み合のほうの努力で、はっきり言いますと、今のあの施設、年間、減価償却を考えますと、もし、民間が自己資金ですべて賄ったとすると、大体600万円を超える減価償却がかかるわけなんです。ところが、その設備は村ということで、自分たちでの減価償却ってないわけなんです。そういったところを考えますと、かなり経営的には、本来は負担が少ないというふうに思います。そんな中では、逆に、あの施設を最大限有効利用していただいて、村の農業に貢献していただくとともに、組合自身も十分回るような経営に努力していただきたいと思いますというふうに考えております。

○建設水道課長 まず、2つ、両方ありますけれども、社会資本整備総合交付金の橋梁の部分が、今年度、25年度、新年度の中で、県のほうで追加で認められるとするのであれば、それについては、うちのほうとしては、事業的には対応可というふうに思っていますので、そのときに、また、予算のほうを理事者のほうと相談をさせていただきながら、できるものは対応していくことは可能であると、こういうふうに思います。

それから、河川のほうであります、その対象事業が、これが本当に国庫に事業に入るのか、入らないのかということを含めて、今、不明の状態というふうに認識をしております。やりたい所は、先ほどもあるというふうにお話をさせていただきましたが、本当に村の有利で、そういう公共事業がつくのであれば、やりたいと思いますが、多分、公共事業は、国のほうが真っ先に優先されますので、地方へ回ってくるお金の中で、県の中で割り当てが来るのは、多分、社会資本整備総合交付金かなんかにまともまってくるんだろうと、こんなふうに思っているところでありますが、そうすると、それへの採択については、なかなか単年度の中で、単年度事業で持つていくまでには、ちょっと時間がかかる——時間といいますか、困難性があるのかなと、こんなふうに思っております。

○議 長 ここで暫時休憩とします。再開を2時35分とします。

[午後2時23分 休憩]

[午後2時35分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○2 番 (高橋 昭夫) お聞きます。

ページ64ですが、民生費の老人福祉事業という形であります。この中の扶助費の緊急通報装置、これが51万円になっておりますけれども、中川村の高齢者1人当たりの世帯が146人、そして2人の高齢者のみというのが、やはり192戸ということでありまして、年々その数が増えているわけでありまして。そういう中で、有線放送電話の廃止が近々かと思えます。緊急時という形でいけば、弱者の対応というような形のものも比重が濃くなると思いますけれども、この51万円という形のもの内訳といえますか、そのものを、まず、お聞きしたいと思います。

それから、今、言います弱者対応というのをどう考えているか、現在、50機ありますけれども、これから積極的に、そういう部分のもの、弱者への取り組みといえますか、そういうことが求められると思いますけど、その辺をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 緊急通報装置であります、主にひとり暮らしの方、あるいは高齢のみの2人暮らしの世帯のところに設置をしているということでありまして、今現在、46台分を予算計上してあるわけでありまして。

先ほど言われましたように、ひとり暮らし世帯は150世帯弱ということがありますけれども、希望される方からつけているということでありまして、今後、また、希望が出てくれば、随時、増やしていきたいということ考えております。

○2 番 (高橋 昭夫) わかりました。

希望をするという形のことがありますけど、率先して、これから前向きにやっただくように、考えながらやっていただきたいと思います。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○1 番 (中塚礼次郎) 本年度の予算の中で新たに片桐保育所の大規模改修工事8.850万円の計上をされているわけですが、額から見ましても大きな改修工事ということで、当然、改修に要する期限も長い期間がかかるということで、子どもを持つ親御さん、お母さん、お父さんたちにすると、工事の期間中を開園の状態では保育をしていくということになるというふうに思いますので、安全対策と改修に伴う子どもたちの運動をしたり遊んだりする場が制約されるというふうな問題があるかというふうに思います。そういう中で、工事中、子どもたちの安全と、制約はされながらも自由に活動できる場が、どういった、確保について、どういった状況を判断し、対策を講じて考えているかということについて質問いたします。

○保健福祉課長 本年度、片桐保育園に未満児保育室を増築するというところでありますけれども、当初、仮設の保育室というようなことも考えたところでありますけれども、お遊戯室を年長児が使い、それから、年長児の大きな部屋に3歳児の2クラスを合わせて入れて、それから、3歳児が2クラス使っている所へ0・1歳児と2歳児と、それぞれ入れるということで、部屋のほうの確保は、4月当初から、そういう形でやっていきたいということ考えております。

それから、給食室の改修につきましては、南向保育園のほうで給食をつくりまして

運搬をしていくということで、給食の対応についても考えております。

それから、庭のほう、園庭のほうにつきましては、そんなに影響が出ないかというふうに思いますので、自由に、当然、安全対策は行いますけれども、遊べるということでもあります。

いずれにしても、安全対策には配慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長 長 ほか質疑ありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 私は、92 ページの観光事業で、新たにシャワーの修繕工事があるわけですけど、これはどういったものなのかと伺いたいことと、キャンプ場のテントを購入するとありますが、これはどういったものを購入するんだかっていうことと、もう1点は、坂戸公園の整備が、ことし終わるわけでありまして、現地へ行ってみますと、今、歩道、遊歩道ができておりまして、大変環境がよくなっておりますが、あの県道の橋を渡って西から東へ、東から西へ渡って行く場合において、歩道というものは設置しているわけでありまして、この歩行者の安全をどのように考えて最終整備が終わるのかお伺いします。

○振興課長 キャンプ場のシャワーにつきましては、これは桑原キャンプ場、現在、管理棟に2つシャワーがございますけれども、そのうちの1つにつきまして大修理が必要ということで計上させていただいております。

それから、キャンプ場のテントなんですけれども、これも桑原キャンプ場で、これは、もともと村が管理をしていたときの物をそのまま、陣馬形と桑原の物を寄せ集めて使ってきたわけなんですけれども、老朽化が激しいということで、桑原のキャンプ場も非常に経営が苦しい中、支援策としてテントを、これ、2張り購入ということで計上させていただいています。

○建設水道課長 公園の整備の話でございますが、平成25年度の坂戸につきましては、今の国道のところから、下の第2の駐車場ということはありませんけれども、埋め込んでいた一番もとの所、信号のすぐわきであります。そこへ下りていく道のところの整備を、今年度、予定をしております。今、言ったように、そこから昔の県道の碑があった所、あそこまでは24年度の事業で歩道として公園の中に整備をしますと、こういう形であります。川を挟んで東西というふうに歩行者の安全をということでありますが、一応、川の——天竜川の右岸については、右岸に駐車場を設けながら、そこで、碑の所までは自由に散策をいただきながら下へ下りたりしていただいで楽しんでいただくと、それから、左岸であります。左岸は左岸の所に駐車場を設けますので、そちらのほうへ移動いただきながら、基本的には見ていただくと、こういうことでありまして、天竜川の今の坂戸橋のところへ、今、あれは県道になっておりますが、県道のところへ歩道橋を併設をするというふうな考え方は、現在のところ持っておりません。

○8 番 (柳生 仁) そうだと思いますけれども、歩行者は、意外と片方へ車を置いて、あの橋を渡っていくんです。課長も恐らくご存じだと思いますし、自分も折に触れてみておりますと、あの外側線、たった50cmのところで見えておまして、あの車の走る有

効幅が4.5m、大型車両が通りますと、非常に歩行者に危険かなあということで、あえて言うならば、外側線を広くして、通行車両が走りにくいって表現をすると怒られるかもしれませんが、安全を促すような仕組みが、今後、観光道路であるならば、考えていってもらいたいなあと思うことで、今、質問したわけでありまして、今後、そういったことも、県道でありますから村が単独で判断できないわけでありまして、そこら辺をどのように考えているか、もう1回お願いします。

○建設水道課長 安全という意味でいきますと、車道も含めてということになります。桜のアーチでありますので、来られた方が、あそこの写真を撮るには、どうしても車道のど真ん中に車がおらんときを見計らって撮っている、よく、それは見かけます。そのことと別にして、今、言ったように、心情とすると、あそこまで来たから、歩いてそのまま向こうへ渡って、天竜川を見ながら向こうへ渡って、向こうでも、また、写真を撮りたいと、そういうことはわかるわけでありまして。

一方、車道としても十分広い道ではないわけでありまして、大型が通ると、側道的には、わずか50cmあるか、ないかということも承知をしているわけでありまして。

狭めて車の制限をしながらでも安全を守れるかどうかということについては、県の維持のほうとも、また、話をさせていただきますが、両方お使いをいただくというのが、やはり、安全に、しかも楽しみながらということはありませんが、両方使いながらお使いいただくというのがベストであるわけでありまして、県では、いろいろなことを考えながら、県道の道路自体の管理のあり方、国道等を含めて検討をする会議を立ち上げておりますけれども、そうした中で、一般県道については、特に同じ市町村の中で完結する道路については、市町村で管理ができんのかというような内々の投げかけもいただいているところでありまして、そういうことを含めますと、将来的には村としての考え方も、ある程度、絞っていかなきゃならんのかなと、こんなふうに思うわけでありまして、いずれにせよ、今の段階では県の管理でありますので、県の維持のほうと、よく、その辺についても、安全対策について相談はさせていただきたい、こんなふうに思います。

○議長 長 ほか質疑ありませんか。

○6 番 (大原 孝芳) 96 ページの土木費のことでお伺いします。

委託料の中で、中川保全隊、緊急雇用創出事業ということで489万円計上されています。これは、今まで、何ていうんですか、道路のわきの歩道をすいたり、いろいろやっていただいたような経過があると思うんですが、これの場所の選定についてはですね、例えば、きょう、総代さんが見えているものですから、地区からですね、こういう所をやってほしいとかですね、そういう要望なんかも受け付けてやるのか、あるいはね、例えば、担当課で、ある程度、過去にやった所は除いてですね、やっているとか、そんなような、その方向は、どういうふうに定めて、それで、最近におきましては、竜東線なんかはですね、あれも、多分、そんなような関係で、県道ですけど、きれいになりましてですね、のり面がすごい、もとの工事やった現況に戻ったような、本当にね、環境がよくなったんですけど、非常にありがたい事業であるんですが、そ

んなようなところを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設水道課長　ご質問ありましたとおり、どちらかに限ってやっているわけではありませんので、建設課が建設課として村道を見ながら、もしくは、村内の道路を見ながら、ここへ入ってくれという所もありますし、それから、地区のほうで、どうしてもこの所はということがあれば、建設課のほうにご相談をいただきたいと思います。

一般的に、村道の道路敷き内のもの、それから、横断側溝等の砂等の詰まり、そういう、それから、側道、そういうものをやることによって、地域の人たちが、後々、維持管理にご協力いただきやすいようにというのが今の最初の動き方ではありますが、なかなか、そうばっかりには行かなくて、道路、巡回バスがバス路線で走っている等々の所につきましては、積雪やなんかによって周りの竹ですとか木が倒れそうだから、それも大至急刈ってくれとかいうような所も、この緊急雇用の中で対応をいたしますし、それから、地区のほうで、どうしても、普段、地区で管理をしているが、これについては、ちょっと大がかりだしというような所があれば、また、建設課のほうにご連絡をいただければ、そちらについても、うちのほうで確認をしながら入っていけよと、こんなような事業で、有効に、いずれにせよ、使わせていただきたいなど、こんなふうに思っています。

○議長　ほかに質疑ありませんか。

○4番　(山崎 啓造) 道路維持管理の関係なんです、ずく出し共同事業 350 万円予算づけしてあります。これは、あれですかね、各地区、順番につけるのか、それとも優先順位があつてやるのか、総代がでかい声を上げると、そっちへ行くのか、その辺のところを、ちょっと、きょう、総代さん見えていますんでね、大分気になると思います。

○建設水道課長　宣伝をしていただいてありがとうございます。

総代会、それから土木部長会で、それぞれ、この制度についてもご説明をさせていただきましたが、特に優先順位とか、そういうものはありませんで、今年度、事業を予定している所につきましては、できれば3月までにというふうに、さきの土木部長会ではお願いをしましたが、特に期限を、もう、絶対、これで切っちゃうということはありませんので、4月以降になっても、この地区で、こういう所をやらなければならん、やりたいという所がありましたら、建設課、もしくは振興課のほうに要望を出していただければ、予算の範囲内で出た順番に、可能な所、それから制度に合う所については、おつけをさせていただいて、事業をやっていただくと、こういうふうになっております。

ただ、かなり絞ってきています。予算のボリューム全体を絞ってきています。これは、農地保全のお金がついて、直接、業者さんに委託ができるという、国庫のほうの使い道がいいというか、地区に余り負担がかからないお金が出てきたもんですから、そちらが、多分、農地のほうは優先がされているのかなと、こんなふうに思うところではありますが、いずれにせよ、村では、だんだん絞りながらも、その予算を確保しておりますので、特に優先順位があつてとか、こういうものはだめだとかいうことは

ありませんので、お気軽に、こういう所を地区の中で整備をしたいという所がありましたら、随時で結構でございますので、建設課、もしくは振興課のほうにご連絡をいただきたいと思います。

○議長　ほかに質疑ありますか。

○7番　(湯澤 賢一) ちょっと通告はしていないんですが、1つ、盛んに言われてきたのが、スイトピーの会に対して、もうちょっと足してくれないかということ、自分も何回も言われて、それを、また、お伝えしたと思うんですが、その、わずか3万7,000円、これを1万円でもいいから上げてほしいという、それが、どれほど、この精神障害者の会の人々にとって勇気づけられるお金になるかっていうことも、ぜひ考えてほしかったなと思います。

もう1点は、給与の問題で、私は、6月の一般質問のときに給与のことを、ちょっと質問、職員の給与のことを質問をいたしましたが、一般職と、それから、正規と非正規が雇用形態としてあつて、さらに、非正規の中に、いっぱい臨時だとかパートだとか、あるいは、そういうような、いろんなあれがあると、階級というか段差がある、そうした中で、私、そのときにも聞いたんですが、その一般職の方の給料が600万円くらい、平均が年収600万円くらいという感じだったんですが、そうした中で、例えば、その人たちに劣らない責任と、それから仕事量を持っている方、例えば、私、言われたわけじゃない、自分で心を痛めているだけなんです、図書館長だとか、村長の目の前にある集いの広場の方々だとかいう給料が、もう何年も据え置きになっているという、この辺を、総務課長、どのように思う、今後、それ、改善していく余地があるかどうかということ、ちょっとここで聞きしておきたいと思います。

○保健福祉課長　精神障害者の会であります、スイトピーの会という名前です、活動しておりますが、10人前後というか、7～8人、常時、出てきているとわけです。

それで、補助金としましては、3万7,000円ということです、ずっと以前から同じ額で補助をしております。

それで、ある方から、毎年、上げてほしいという話がありますが、なかなか、補助金については上げるような状況ではないということでありまして、活動としては、毎月1回ずつ、いろんな活動を、そのスイトピーの会でやっておりますけれども、基本的には、この補助金の額、それから、需用費の中の賄い材料費というものもありますけれども、そういったもので、調理をしながらとかいうことでやっております、会計の内容等も見せていただきますと、きちんとその中でできているというようなこともありましたので、この額でお願いをしたいということで、毎年やっているところであります。

○総務課長　湯澤議員さんから、職員と非正規の職員、臨時でお願いをしている職員との給与の差、これをというお話がありました。

まず、1点、訂正と申しますか、確認をさせていただきたいわけですが、予算書の137ページに職員と職員手当の状況というふうになっております。平成25年の4月1日現在の一般行政職、技能労務職の職員の平均月額、給与月額、平均年齢がそれぞれ

出ておりますので、ごらんをいただきたいわけですが、一般行政職、平均年齢 42 歳 2 ヶ月で、これ、単純に平均したものでありますが、平均給与が 35 万 6,000 円ほどですので、年間での給与総額は 427 万円ほどになるわけでありまして、決して、先ほど言われたような額ではないということだけは、まず、ご確認をいただきたいということと、もう 1 つ、臨時職員の雇用でありますけれども、言われるとおり、臨時職員と正規の職員と比較しますと、給与、それから給料、給与、それから、ほかの待遇面でもかなりの差があります。ただし、これにつきましては、私どもとすると、近隣の町村を見比べながら、それぞれの職種でもって、決して低くはないと思われる設定をしているところでありまして、平成 23 年の当初で、これは見直しをして、設定をしているところであります。

それから、先ほどご指摘がありました件でありますけれども、議会の中でも幾つかお話がありましたが、働き具合によって、どうしても 7 時間 45 分、1 日の 6 割程度を恒常的に勤めない、いわゆる、その一時金等の支払いの対象にはどうしてもできないというようなことを、制度上、申し上げましたが、これについても、当初では、予算では、今、申し上げたとおりのところで計上をしているところであります。

なお、こういう課題につきましては、どうしても勤め方で恒常的に問題が出ておりますので、1 年くらいかける中で、他の市町村の勤務状況、形態等を見比べながら、賃金単価を比較し、総額でどうかということも含めて検討をしていくということをお願いをしたいと思います。これについては、25 年度でやっていくということでございます。

よろしくをお願いします。

○7 番 (湯澤 賢一) この問題につきましては、こういう質疑の席でやる質問ではないかもしれませんが、この前も言いましたが、非正規の方々で、働いている人たちがいてくれるから、あるいは、ああいう形で我慢してやってくれている人たちがいるから、企業も成り立っているし、役場も成り立っているんだということも、ちょっと、よく考え方に置いていただきたいと、このように思いまして、質問を終わります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○8 番 (柳生 仁) もう 1 点お願いします。すみません。

交付金の団体ってということで、129 ページ、信州ハーフマラソン、それから、あと、全部、そんなようなことがありますけれども、ハーフマラソンは、今、3,000 人規模からの人が集まってくるわけでありまして、さわやかウォークは 2 日間で 1,400 人くらいですかね、規模的に、人数確保ではハーフマラソンがかなり頑張っているんですが、この補助金、助成金ですかね、これ、もうちょっと応援してもいいんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺の検討は十分されて、こういった数字になっているかどうかお伺いしたいわけです。

○教育次長 予算書 129 ページの信州なかかわハーフマラソン大会交付金 25 万円、それから、アルプス展望さわやかウォーク交付金 45 万円のことについてご質問いただきました。

確かに、柳生議員さんおっしゃるとおり、ハーフマラソンにつきましては、定着が

されてきまして、大勢の方に参加をいただいていることは事実であります。当初、ハーフマラソンにつきましては 30 万円の交付金でスタートをしたかと思っておりますけれども、徐々に自立をしていただくという部分で、前々から減額については相談をしてきている金額でございまして、25 年度につきましては 5 万円減額をするということが事前に実行委員会のほうともご相談をした金額でございまして、昨年度に比べますと 5 万円減っておりますけれども、実行委員会との話し合いの結果の金額でありますので、ご了承をいただきたいというふうに思っております。

それから、さわやかウォークにつきましては、実行委員会形式とは申しまして、実質的には教育委員会の全職員を挙げて準備をしているものでございまして、交付金の額につきましては、前年同額を予定をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 議案を議会会議規則第 39 条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 平成 25 年度中川村一般会計予算は、総務経済委員会及び厚生文教委員会に分割付託します。

議案第 23 号 平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算、議案第 24 号 平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計予算、議案第 25 号 平成 25 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算は、厚生文教委員会に、議案第 26 号 平成 25 年度中川村公共下水道事業特別会計予算、議案第 27 号 平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算、議案第 28 号 平成 25 年度中川村水道事業会計予算は、総務経済委員会に付託します。

各常任委員長は、会期中に内容審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 0 4 分 散会]